総務	省「各府	省からの第2次	(回答)										
		是案区分										<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
	3 地方に対す 規制緩和		(二定める歳出予算館 の義務付けの規制経 和	ついて定めた地方自治法施行規則第16条率項「節の区分は、別配のとおり定めなければならないの規定について対立自治体において任意の節の設定が可能な制度とする。	また、近年、財政のマネジメント強化のため、総務大圧から統一的な基準による地方公会計の整備性進、具体的には同定資産合働の整備と強、環第の連身入き前提とした財務等額の作成、予算編成等への積極的活用が実積されている。固定資産も機や複式運動の運用に当かっては、歳出予算の執行科目(節)を複式簿記上の収益的支出と資本的支出に分析する必要ある。 同連務先と、にてを活用することで、分析の省力化が図られるものの、分析そのもの削減には至っておらず非効率的な面がある。	た歳出予算の執行科目(前)を設定することで、分析の事務を効率的に行う ことができ、決算就計等の予算、決算関連事務的簡素化・迅速化、模式簿記 の仕訳に係る事務負担の軽減等につながる。 また、種式鏡配の任訳の事務負担等が軽減されることで、現在、地方自治株 における財務諸表の作成方法の主流である期末一搭仕訳から日々仕訳へ の転換が進み、財務情報等を迅速に住民に公開できる懇勢が整う。	第15条第2項			資料①地方財政状 売削車を 売削車を 売削車を 売削車を 売削車を 売削車を 一型を 一型を 一型を 一型を 一型を 一型を 一型を 一型	F	○統一的な基準による地方公会計制度では、複式簿記による仕訳作業において収益的支出と資本的支出を区分する必要がある。歳出予算の執行科目(節)単位では、当市が採用している期末一括仕訳処理において、システムを用いて自動仕訳することができず、整理仕訳作業を伝票単位で行う事務負担が生じている。	度の単位であり、全国の他の地方公共団体と比較しながら、予算審議や内容の分析を可能とするために、全国的に統一されていることが要求されるため、各地方公共団体が任意に設定することはできないものである。 なお、統一的な基準による地方公会計の整備等については、標準的なソフトウェアの無償提供や、効率化を図っている先進団体の事例を紹介することにより、事務負担の軽減や効率化を図っているところである。
	3 地方に対する 利緩和	見を換・福祉	の支給又は実費の徴り に関する事務において	別するための番号の利用等に関す お法律において、情報運搬が必要 な事務について別表第2で登埋がさ れている。 別表第2の項番18に係る主務省令 第13条第2項に記載されている事 務を処理するために情報連携でき る特定個人情報は、道府県民投 は市町村民税に関する情報及び住	ı	るようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	・行政・ ・行政・ ・行政・ の優大を連利用等 ・に ・行政・ ・行政・ ・行政・ は利用を ・行政人・ ・行政人を引 の番表は第二教 ・行政人を のの番表は ・行政人を のの番表は ・行政人を のの番表は ・行政人を ・一位、 一位、 一位、 一位、 一位、 一位	内閣府、総務省、厚生労	豊田市		左右市、伊古岡川町、新屋町、遠竹町、郭刀木町、糸崎町智県上崎小市、井川県町、海宮町、岡町、村田湾町、山田町、赤町、基町、南田湾町、山田町、京田、町町、市、高川市、東、東町、田町加福珂発町湾巻町、小手町大大川町川任、賀町み川市、田町加福珂発町湾巻町、小手町大大川町川任、賀町み川市、田町加福珂発町湾巻町、小手町大大川町川任、賀町み川市、田町加福珂発町湾巻町、小手町大大川町川任、賀町み川市、田町、加福町、大大川町、川田町、加福町、大大川町、川田町、地田町、地田町、地田町、地田町、地田町、地田町、地田町、地田町、地田町、地	の利性性の同上のにおいては関係所 関本の開会や被接種者本人からの受給者証券の証明書類の提示を水を大き保護世帯の者としている。当該事例については関係所 解への開会や被接種者本人からの受給者証券の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規 的が緩和された場合は、事務処理の円滑化が剥析できる。 〇行政手帳における特定の個人を提別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主義者もつ定める事務 と同一の世帯に属する者がと加えてほしい、当市では、予助接種法第28条にだし書きに基づ実種の徴収を行わない 者として、予助接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課校状施を確認している。しかし、現行の情報連携で は、予助接種を受けた者で以は当該者の保護者以外の股情報が確認できない。同衆のいう経済的理由により、その 費用を負担することができない。日本のとの大きによい、有い、現金のいう経済的理由により、その 費用を負担するとかならたとから、急略事務についても同様の計画を望むものである。 の生活保護に関する事務の機能は果にあるため、本人からの申請の際に開金の問意を得てから確認しているので、 等務の規能がある。情報連携により迅速な済が期待できる。 ○本活代護機に関する事務の機能は果にあるため、本人からの申請の際に開金の関係を有限のでいるので、 等務の規能がある。情報連携により迅速な済が期待できる。 ○本活代議と関する事務のを確認しているので、 と活体関係を対象をなるため、特定個、情報の利用が可能となることになるとにより、利便性の 向上に寄与すると考える。 ○生活保護を経過期書の提出は求めていないが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の 有無を文書で開金しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。	報及び中国規模等人等支援給付等関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要が あり、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
「節が個々の予算の執行に当たっての最小限度の単位」とあるが、国の予算では「庁養、施設費の類」といった区分があり、必ずしも、現行の地方自治法施行規則の節にこだわる必要性はない。また、全国的に総一」とあるが、節を基準とした比較の実態があるのか、国等の調査(当初予算案別、実策統計、財政状況契算等、美算か一、類似田は比較か一十ら、節ではなく、節を性質別経費(人件費、物件費、維持補修費等)に分析した上で分析、比較、公表が行われている。効率化の観点から高えば、節と性質別経費、公会計の科目を極力一致させて頂きたいが、全団体のシステム液修経費等を考慮すると、困難、このため、本市の提案では、任意の節を設定するととしている。また、「標準的なソフトウェアの無償提供」について、既存の財務システムとの連携やPO導入・保		-		【全国知事会】 地方公共団体ごとに歳出予算節が異なることで、地方公共団体相互間での財政状況の比較が 困難になる恐れがあるため、慎重に検討する必要がある。 【全国市長会】 慎重に検討されたい。		地方公共団体の歳出予算の節の区分については、節が個々の予算の執行に当たっての最小限度の単位であり、全国の他の地方公共団体と比較しながら、予算審議や内容の分析を可能とするために、全国的に続一されていることが要求されるため、各地方公共団体が任意に設定することはできないものである。
また、「株年的はノア・ノエリの無効疾性」、これで、以ばり別効ンステムとの連携やいるメンド で料等所変的経費が生じるほか、セキュリティ強化のために、外部へのテーク取出し等が制限されてきており、既存の財務システム以外での処理には、手間と費用が掛かる。ソフトウェアの導入割合や費用対効果を検証されているのか。 さらに、「失進団体の事例」についても、結局、現行の節の下で、仕訳を細分化する方法であり、 真の効率化とはいえない。 公会計の導入をはじか、年々、各種調査、分析資料の作成等の要請が増加しているなかで、システムの導入をもって効率化できたと安易にいうのではなく、地方公共団体の自主性を尊重しつ つ、事務の根本的・抜本的な見直しによる効率化を図っていただきたい。						
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	_		:	実現するよう、戸籍や予助産登記などの情報をはじめ型域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 【継案所は小提案の変型に向けて、麺種的力な触針を求める.	○ 第1次ピアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳間保債報等については既に作 の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた金体のス ケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣能 の発音があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ピアリングまでに結果をお示しいただき たい。 ・内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー 法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	•

	提案区分										〈新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉	
至 重 重 音 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名 (	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
日 地方に対する制織和	規 医療・福祉	接種の実施に関する事 形において情報連携に より照金可能な特定個 人情報の追加	別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番16の2の項に係る 主務省令第12条の2に記載されている。		けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の 発生及びまん延の防止につながる。	・行の書を 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	働省	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ち崎市大丹県美国市柳女市中郡野市市大古津市、東市、市島谷、山府市、直塚、城川市、大市市、大宗黄市、宮府市郡、市島谷、山府市、直塚、筑川、筑春野像市市、芳市市、宮市市、町市、京市、京村市、京市、京市、京市、京市、京市、京市、京市、京市、京市、京市、京市、京市、京市	○開き着手機の提供に対し流送が20分割を含め、またからの影響者手機の提供により特別にいるので、事態の関本である。情報を開発により進送が20分割を含めているでも、それがでから、できた。それがでから、できた。それがでから、できた。それがでから、できた。それがでから、できた。それができた。それができた。それができた。それができた。それができた。それができた。それができた。それができた。それができた。それができた。それができた。それが、それが関係を関係を対している。それが、できた。それが関係を対している。それが、できた。それが関係を対している。それが、これが、できた。それが、できたが、できた。それが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できたが、できた	必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料	見解	補足資	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきい。			_	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンパーの利用範囲の拡大については、情報漏洩 目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に 実現するよう。戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他 ゆの行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のス ケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨 の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただき	厚生労働省において、当該情報の必要性や当該事務の効率性などを検討の上、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。
				提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	たい。 ・内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー 法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	

	提案	区分									<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理者是		分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団体	病省庁 団体名 その他 (特記事項)		支障事例	各府省からの第1次回答

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料	見解補足	足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答

	#	星案区分								<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (接案の実現による住民の利使性の向上・行政の効率化等)		制度の所管・関係府省庁 団体名	その他 (特記事項)	団体名 支障事例	各府省からの第1次回答
53	B 地方に対する対制緩和	₹ ○他	用を図るための社会保 障制度における所得要	収基準額の基礎を、所得税額から 市町村民税所得割額に改めること を求める。	(支護事例) 母子保健主義二十条により業育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税職を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別業第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報開金を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	の個人を識別するため	内關府、総務省、厚生学 事。 動省 事。 如日本県の全市町村		市、ひたち 徴収基準額の基礎が所得税から市町村税所得割額へ変更することになれば、①~②の書類が不要となり、住民の	改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会
54	日 地方に対する財制級和	その他	用を図るための社会保 障制度における所得要	準額の基礎を、所得税額から市町 村民税所得割額に改めることを求	【支障事例】 児童福祉法第二十条により僚育の給付を行った場合の費用の機収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別募第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報 開金を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。		の個人を識別するため	内關府、総務省、厚生労 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		九州市、熊	事務の所管省庁において、児童福祉法による費用の機収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に 改めることについて検討する必要がある。なお、当毎事務については、申請に基づく事務であり、情報服会 の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の機収 基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。
55	B 地方に対する規制級和	₹ その他	用を図るための社会保 師制度における所得要 件の見重し収置福祉 法による受量人所施設 措置費及び障害児入所 措置費負	対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて情報提供ホットワーク	児童福祉法による児童之所施設措置費及び障害児人所措置費の対象となる費用の 物収基準額の配定においては、所得税額を基礎とすることともている。 当該事務は、番号法別条第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題 により情報提供ネットローランステムにより地方規配情報を入事することができないと されている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報 とされていないため、情報照金を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類 の削減に繋がらない。	性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の面 人を振列するための書号の20年 人を振列するための書号の20年 には、10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	内關府、総務省、厚生労 事会	大分県提案分		まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得 税額から市町村民所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方規に向いて中級義務について、同法第29年は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務 に関して知り得た秘密定番した場合に、通常の地方な器責法の守秘義務とりも重い罰則を科している。こ のため、地方版関係情報の第一番への提供は、版配に開きれて記り、 11 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行る義務が規定されている場合、又は 2 利用事務が申請に基づ事務であり本人の問意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないた。上部の要件を満たしていない。 そのため、情報化オ・ケーク・システムを利用して地方税関係情報を開会するためには、事務の所管省 庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。
56	B 地方に対する規制緩和	₹ eome	用を図るための社会保 陳制度における所得要 件の見直し(明霊福祉 法第二十一条の六によ るやむを得ない事由に よら相童)	行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワーク	児童福祉法第二十一条の大によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収 基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号法別等第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題 により情報提供ネットロージッステムにより地方規限信頼を入事することができないと されている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定億人情報 とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類 の削減に繋がらない。	性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を開発しません。 人を推測するための番号の列 の場合の場合の場合の場合の ののようないでは、 ののは、 の	内關府、総務省、厚生勞 事会、九州 山口各東 市町村		市、伊丹市、高砂市、字美町	
	B 地方に対する対制銀和	₹ その他	用を図るための社会保 瞬制度における所得要 件の見直し(身体障害 有福社法界・八泉第一 項若の世紀人は第一年間 知的障害都第一項及び 工 大泉第一項第二号によ るやむを得ない事由に よる措置)	者福祉法第十五条の四若しくは第 十六条第一項第二号によりやむを 得ない事由による措置を行った場 合の徴収基準額の基礎を、所得税 額から市町村民稅所得割額に改め ることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワーク	身体障害者福祉法第二十八条第一項及び制的障害者福祉法第二十七条によりやむ 老様ない事はころ措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得股額を基 礎とすることされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については 別表第二の第四編「規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質 の問題により情報提供かいアーンステムにより地方税関係情報を入手することがで さないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定 個人情報とされていない。情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手でき ず、系付書類の耐滅に繋がらない。	性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	「中級手程に対しる特定の個 人性間が古くかの書もの利 用等に関する法律(平成25年 法律第27分。第10分 高号の利 用等に関する法律(平成25年 法律第27分。第10分 高号の利 利用をに関する法律例で表述。 (中国版本 25次 40分 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分 1	内關府、総務省、厚生劳 事会、九州 山口市 全市町村		市、高砂市、宇美町	まず、事務の所管省庁において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を行った場合の利用者負担期の算定基本を所得税額から市助村民股所得額額に改めることについて検討する必要がある。また、地方規は一の予報を繋がついて、同法策とは、地方税に関して知り者と移置を当る者がその事務に関して知り者と移電を辿りた。地方税を関係情報の第一者への提供は、販金に増されており、1 利用事務の概念法律において、本人が行政機関に対して報告を行う職務が規定されている場合、又は2 利用事務が開始に基づ年務であり本人の制度により場合性が解除される場合、のかとされているでは、申請に基づく事務であり本人の制度により場合性が解除される場合、認味直については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないましまの要件を満たしていない。そのため、情報提供ネットプークンステムを利用して地方股関係情報を開金するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解補足	疫料 見解 補	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定につい - て、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、 費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。		_	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や 目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に 実現するよう、戸籍や不動速を監むどの情報をはしめ聖域を設けることなく検討を進めること。	・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方 税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。	事務の所管省庁において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所 得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事 務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除案件を満た すこととなるため、上記の徴収基準額の並によって地方形態保情報を提供することは可能
			また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市表史】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 〇 ついては、原生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用 の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	<u>ۀ.</u>
児童福祉法第二十条により無育の給付を行った場合の費用の微収基準額の認定について、住一 民の負担登減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の働き登録またうえで、費用 の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。			目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に 実現するよう、戸籍や不動産を設定との情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提業団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	・本事際については、申請に基づく事務であり、情報限金の対象となる者の同意をとれば、地方 税法上の守秘義務の解除室件を満たすことなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴 収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 、との見解が示されたところである。 のついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用 の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。
児童福祉法による児童入所能政制置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準 一 網の認定について、住民の負担軽減及の行む単務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を 踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきた い。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閉議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上 の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただき たい。			目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に 実現するよう、戸籍や不動産を配定との情報をは比め聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	合に地方税法上の守秘養務を解除することの可否について、総務省から、そのようた同意では 地方税法上の守秘養務が解除される機製して不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解 除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 り、また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係 情報との情報連携が可能となると思封されるところ、構成負から、地方税関係情報との情報連携 に必要な担保措置としては必ずしも別可である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措 置になり得るのではないか、との指摘があった。 〇 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是来。 後見けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることのことのと、 便封けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることのことのと、 見続けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に	また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者が その事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い 罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている 場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないとか、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークンステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務
児童福祉法第二十一条の大によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の一 認定について、住民の負担経減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏ま えたうえて、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民秩所得別にしていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年21月20日間議決定)にもあるたおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上 の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただき たい。		_	目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に 実現するよう、戸籍や予助を整むだめ所轄を比め予唆を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方稅法上の守秘義務を解除される機製として可限値であるため、地方稅法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 〇 また、児童福祉は既は既は既な産権が措置されており、担保措置の創設により地方稅関係情報との情報連携が可能となる起料されるところ、構成良から、地方稅関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった措置として罰則を設けることの是来、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることにつして、早急に受けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 〇 総務省においては、児童福社法の現行の質問核査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方稅法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。〇 関係府省において、児童福社法に担保措置を設けること等による同法に基づ(強制措置の 異用徴収率系と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者が その事務に関して知り得と都を選島した場合に、通常の地方が発見法の守秘義務とり出 別則を料している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており。 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う職務が規定されている 場合、又は、 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなな、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務 の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。
身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない 事由による措置を行った場合の微收基準額の認定について、住民の負担軽減で入手 可能な市時可投股所得割にしていただきたい。 なお、地方税法上の可執機(新していただきたい)。 なお、地方税法上の可執機(新しいた)は、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閉議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。			目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に 実現するよう、戸籍や不動態を整むだとの情報をは比め聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 「全国市美力」 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのようた同意では 地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解 除する正統性が担保よれない、との検討結果が示された。 〇 また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要では ないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要 はなく、経済的な負担を求める形もあり得るのではないか、との指摘があった。 〇 厚生労働省においては、身体膺書者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設ける こと、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場 合における様分的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内 閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 〇 総務省においては、厚生労働金の検討する質問検査を複及び担保措置について、地方税法	討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者が その事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方な務員法の守秘義務よりも重い 割則を料している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており。 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている 場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規 定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークンステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務

	提案	区分									<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	回体名 支障事例	各府省からの第1次回答
58	B. 地方に対する規制緩和	その他	用を図るための社会保 用を図るための社会保 神の見直し(老人福祉 法第十一条による措 置)	機を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を	【支障事例】 老人掲述法第十一条による措置を行った場合の微収基準額の認定においては、所得 総額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題 により情報提供ネットワーランステムにより地方段関係情報を入手することができないと されている。更に、利用角負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報 とされていないため、情報側会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類 の削減に繋がらない。	性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	便 個人を識別するための番	と ラ炭等	九州地方如 事山名集の 全市町村	大分県提案分	市、伊丹 技養義務者からの費用線収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課股状況を把算することが必須 のホ ・	額から市町村民民所得新額に改めることについて検討する必要がある。 た、地方税法上の予秘義階について、同法第22条は、地方民に関する3個登等に従事する者がその事務 関して知り得入秘密を謳した場合に、進常の地方公路員法の守秘職務よりも重い罰則を科している。こ ため、地方税関係情報の第三年への提供は、級管に帰されており、 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う職務が規定されている場合、又は 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う職務が規定されている場合、又は 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う職務が規定されている場合、又は
249	日地方に対する規制緩和	医療-福祉	定疾病医療費申請にお いてマイナンバー制度を	成制度の事務で、以下の項目を収 集可能としていただきたい。 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全負外の保険証の規率を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の現供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。		正 児童福祉法第19条の 3.5 難病の患者に対する 度等に関する法律 行政手続における 行の個人を 原動するため の番号の利用等に の番号の利用等に の番号の利用等に の番号の利用等に の番号の利用等に り、119	省、厚生労働省	干菜県	-	宮城県、福 〇本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 島県、川崎 〇(について 市、静岡 マイナンバーによる情報選携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の 村に 選覧 フィナンバーによる情報選携で、世帯信報できるとの世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の 村に 選覧 フィナンバーによる情報選携で、世帯信報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の 村に 選択の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 の小児慢体育定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、 下の市民快非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童技養手当の収入額を起明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報と所有の主が行われ、これもの経験情報や収入情報の選集が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担接減につなげることが可能である。 ○本県においても収入情報を労働を保持を見てる状況であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。	ず、厚生労働省において、指定難病及び小児侵性特定医療費助成制度の事務の処理における保険情報 収入情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、それらが認められるのであ ば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。
297	B 地方に対する規制緩和	その他	受付の条件緩和化	等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請は 力・IISで受付できなくなってしまうが、これを受付可能にすること。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12 桁のマイナンバーを書き忘れると申 請が受付にならない上に任とへの 連絡も行われないため、混乱が生	・振屈等により通知カードの記載事項が変更になった後、通知カード付属の申請書等最新では、申請書のが記載され申請書で、名献中談を行うとイナンバーーを作成され申請書で、名献中談を行うとイナンバーーを作成されない。 ・申請書にマイナンバーを書き忘れる等により、カードが作成されない。 ・市は図时た言葉で展勤後に、私入前に通知カードとされ。近付された最新でない申請書目 が記載された申請書口が記入前で記回すべ、送付された。 「私入前市区 別村が協入局で国内が、当該カードを展別し言を当場する必要が生じている。 また、外国人を民による在盟期間更新前の交付申請でついて、在期間更新新に作成された。通知カード付度の申請書を再加い・申請書の上が、日本のでは、およい、日本のでは、日本ので	た場合でもカードが作成されることにより、再申請の必要がなくなる。 氏名・住所等が変更になった後と通知カードに付属するマイナン・ハーカードの申請 が使用できることにより、マイナンバーに関して複数の書類を所持する必要がなくな る。 【行政の効率化】 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書Dが記載された申請書名 作成・交付する事務負担がなくなる。 「「個人番号カート交付申請から発行までの間し在置期間が満了した外国人住民の 申請が自動的に交付取りやめたなる事象」に係る情報授良及と訂示すて実施するが 応について(平成28年9月21日付け事務連続)」に基づく処理を行う事務負担がなく る。 譲つて職能でない申請書Dが記載されたマイナンバーカー・中申請をÆ用いて申請し しまった任民に対し、再申略を保すこかも「胚入後に交付申述券を予し、者に各人の しまった任民に対し、再申略を保すこかも「胚入後に交付申述券を予し、者に各人の しまった任民に対し、再申略を保むこかも「配入を、で付いたカートを表しない。	る事務処理要領 第2 目(1)及び(2) 目(1)及び(2) 目(1)とが(2) 目(1)とが(2) 目(1)とが(3) 日(1)とが(3	<b>ず</b> 3 3 平 : : : : : : : : : : : : : : : : :	都山市	別紙あり ・制度改正前後のフ ロー比較	市、鶴岡 ・申請者は、再申請が必要なことを知るまでの期間に加え、再申請から交付までに要する期間の長期にわたり交付待ちの状態とな 「に付 市、川西 「・」	受け付けることが可能となるものであり、記載すべき情報に変更がある場合には変更後の情報によって 請を行う必要がある。このことを前提に、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合にも、通知カード 付属する文付申請書を利用した申請を可能とする方策がないか検討を行う。 手書き用申請書でマイナンバーの記載が無れていた場合には、その他の記載事項から可能な限け住民を 定し、任所地配の野村に申請不備の連絡ぞ行い、任所地市区同村より住民へ連勝を行うようにしている
24	B 地方に対する規制緩和	その他	補助金等に係る財産 処分承認基準におけ る包括承認事項の条 件緩和	に係る財産処分承認基準において、包括承認事項に該当する 条件として、第2 2(1)①におい	当市では平成19~21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して市全域に光ファイバ網を整備し、市民に対して民間業者からインターネットアクセスサービスを提供しているが、維持管理費が使用料を上回り必費負担が重いが決であるため、初年度整備より10年を経過するタイミングで、引き続きサービス提供会社に無機譲渡をする予定である。 予定であるため、初年度整備より10年を経過するタイミングで、引き続きサービス提供会社に無機譲渡をする下立てある。 しかし、終務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第22(1)①において、包括承認事項に該当するには経過年数が10年以上との定めがあるため、3か年で市全域に整備した設備を10年経過した財産ごとに区分しておめ、3か年で市全域に整備した設備を10年経過した財産ごとに区分した初る方の表の書では渡波でければならない。 遠先である民間業者の分担が困難となることから、整備施設全でが10年を経過するのを持つて譲渡となければならなが、200日に、総関を強力を設備といては、20日に、総関を指制の金等に係る財産処分来認基準第22(1)つにおいて、経過年数が10年以上とあるのを、「補助金等適面化法策20条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」のとおり、「概ね10年」とし、一体の設備については10年に満たなくても包括承認事項に該当するものとしていただきたい。	様々なサービスの提供や、全市域に光ファイバを整備した当市をフィールドした実証実験等に活用することが可能となり、サービスの向上につながるこ	<ul><li>補助金等に係る財産</li><li>処分承認基準</li></ul>	総務省	中津川市	-	勢 方とを ここ ① (1) は(2) 巨丘 もの し もの 一 一 等 が あ り る。 当 る。 当 る。 も る。 も る。 も る。 も る。 も る。 も	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」(平成20年4月発出、平成27年4月一次正)は、補助金適性化中央連絡会議からの適知を受け、地方公共団体等において、社会の変化に対応するため、又保存ストックを効率的に活用した地域活性化に募するため、又は地公共団体等の財政健全化にも資するため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図るこを目的としております。 また、運用に当たっては、当該地方公共団体の判断を確認の上、その判断を尊重し、対応するととしております。 10年表週の補助対象財産であっても、市町村の合併市町村計画に基づいて行われる場合、総務大臣の影悠があったものとして取り扱いができる。 10年表週の補助対象財産であっても、市町村合併、地域再生の施策に伴うものとして総務大が日本業の補助対象財産であっても、市町村合併、地域再生の施策に伴うものとして総務大の10年末週の補助対象財産であっても、市町村合併、地域再生の施策に伴うものとして総務大のについては、国庫特付に関する条件を付さずに承認することができる。 のしております。 したがつて、中津川市の事案については、詳細は承知しておりませんが、上記の要件①又は②を満たせは、10年未週の補助対象財産であっても、京認手続等の弾力的かつ効率的な運が可能と思われますので、補助金担当部局の運動を表が記録をとしていただくようお願いいたとまったが可能と思われますので、補助金担当部局の運動を表が記録をとしていただくようお願いいたものでり、「概封の基本であれて、教施基準の明確にを図るため、「10年」と明確な事故が見定しているものでり、「概封の基本で表別は、各種的基本であり、「10年」と明確な事故を規定しているものでり、「概封の基本で表別は、各種的基本であるとしていただくようお願いいたものでり、「概封の基本で表別は、各種の基本で表別を記述されていただくまることが、表述を出することが、「20日と日本であることが、表述を表記を表示されていた。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の設置を踏まえたうえで、費用の徴収基準 任情報連携で入手可能な市町村民投所得制にしていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 ア成28年12月20日間議決プにもあるとおり、推置制度の世質等を十分に踏まえ、地方税法上 の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただき とい。		【宇和島市】 具体的に提供可能な特定個人情報の項目については、主務省令に委任されているものと解さ れるが、地方税法上の守秘義務の趣旨とも照らし合わせ、当該事務に係る情報提供について は、国民の利便性の向上に寄与するものであることから、情報提供が許容されるよう規定整備が 望まれる。		目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に	台に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのよう応同意では 地方税法上の守秘義務が解除をわる機則として明確であるため、地方税法上の守秘義務を解 除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 日本、老人福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の割設により地方税関係 情報との情報連携が可能になると思料されることろ、構成員から、地方稅関係情報との情報連携 に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく経済的な負担を求める形でも担保措 置こなり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を 設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に 検討を進め、内限法制局、関係団体等との関節を進めていたごきたい。	また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者が その事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い 罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている。 場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規 定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークンステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務
情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつなが り、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。 収入情報については、非理状世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にと 経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報 連携により、全での収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負 担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。		-	-		○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報連携については、既 に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現 在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システムを である。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、 である。また、構成員から、年金の種類によって情報連携を可能とする方向の発言があったところ である。 である。また、構成員から、年金の種類によって、行報連携を可能とする方向で検討を 行り、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を 行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ 原書を全統関係情報については、厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主 務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○ 陳書年金を統関係情報については、厚生労働省の協力の下、マイナンバー法のま なかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお 示しいただきたい。 また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法 っまが、また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法 っまが、また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法 の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成 員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	を検討して参りたい。 勝害年金関係情報については、情報提供側において、情報提供ホットワークシステムを使用した 情報連携を行うことが可能と判断されるのであれば、情報連携が可能となるよう必要な対応を検 計して参りたい。
氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、通知カードに付属する交付申請書を利用した申請を可能とする方策がないかの検討を行う際には、住民の利便性の向上に鑑み、年度内に方向性を示すなど、早急な課題解決が図られるよう御対応願います。		『美書書用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、その他の記載率項から可能 ボ製り住民を特定し、住所地市区町村に申請不備の連絡を行い、住所地市区町村より住民へ連 総名行うようにしているため、今後もこの取り扱いを健康する。はこかで、市に対して、不備につ いての連絡は過去一度もないが、マイナンバーカード音を裏の向上のためにも、何を持って連絡 を行ったと言えるのか誰が見ても分かるような文章で明確に示していただきたい。 取扱いについて、両知及び更なる徹底をお願いしたか。 【春日井市】で、開知及び更なる徹底をお願いしたか。 【春日井市】で、開知及び更なる徹底をお願いしたか。 【春日井市】で、簡知及び更なる徹底をお願いしたか。 【春日井市】で、一部のないる事楽は、マイナンバーカードの申請に関して、個人の特定に必要 な氏名、住所等の情報について申請書の記載に問題があって発生しているのではない。」っしま がマイナンバーカードの申請受付に関して、申請書10日のみで個人を特定しているこが様々な学れていない。」。 この事業は、申請書10日みで個人を特定するJーLISの受付プロセスに問題があるわけであ り、申請書10以外の個人を特定する情報を活用することによって解決できると考える。例えば、マイナンバーかりていれば、総合端末で出力された申請書を必遇知カード部の申請書であ ように取り扱い風いたい。 また、後後の手書き用申請書の件に関しても、現在の取り扱いで何の連絡もなされていないと いう問題が発生しているのに、単一徹底することのみで再発的止が担保されるのか疑問である。 支障略例の解消につながるよう、対応を検討していただきたい。 「豊田市】 会わせて統合端末から出力する。個人番号カード安付申請書について、QRコードが印刷される ようにし、スマートフォンおよびまちなか写真機から申請できるよう改善を図るよう検討していただ きたし、スマートフォンおよびまちなか写真機から申請できるよう改善を図るよう検討していただ きたし、スマートフォンおよびまちなか写真機がある申請できるより、推進部に電話確認したと ころ、申請者本人にも任所で加ての対応状況である。今後もこの取扱いとするならは、不衡 手書き申請書で不備があった場合の対応状況である。今後もこの取扱いとするならは、不信 手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、住所地市の面積に全に 対と日に通知を行るよりまでは、一部では、日間では、中語で優に 対が住民に適知を行るよりで、できなが漏れていた場合には、住所市市取扱にところである に担め添えて通知を行るよりで、できなが漏れていた場合には、住所市の可持にを開います。 は総合行っているとあるが、不備連絡には不備の理由が明記されておらず、市区町村は住民に 対したして、通知を行るよりでは、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		氏名・住所等の記載事項変更後に通知カードに付属する交付申請書を利用した申請については、変更後の情報を申請者が明記することを前提して、原則として受付を可能とするように検討しており、可能な限り早期に方向性を示し。各市医す時に関する。 手書を用申請書については、記載事項の不備により住民・住所地市町村のいずれも特定できず、不備連場を行えない申請者が存在する一方で、記載に不備があってもその他の記載事項を可能の可能な限り住民を特定し、本来法令上交付事務を行うことされている住所地市区町村へ不備、対応している(一部不備があった町) 「一部で前があっても、可能な限り交付処理を進めるように努めることが前提)。今後は、申請不備があった際には、不価自対のにした書面等で住所地市区町村へ有情報提供を行うことで、世界に対している(一部不備への対応が連接して可能な限り申請を受け付けること等により、申請不備への対応方法の改善に努める。
過去に総務省東海総合通信周情報通信振興課に対して、公設民営において使用している財産 を現サービス提供会社へ譲渡する場合交付金返還となるが確認したところ、包括承認事項の要 伴に該当すれば国庫返還金は生じないが、経過年数が10年を超えることが条件であり、10年未 前であれば返還が必要となる旨の回答をいただいた。ただし、貴者一次回答における①又は② こ該当するかどうかについては、明確に回答をいただいていないので、早急に補助金担当部局 相談・課整を含せていただきたい。 その上で、もしも①又は②にも該当」ないということであれば、「補助金等適正化中央連絡会議の 表定事項の通知について「(平成20年4月10日発出)において、概和10年経過した補助対象財産 こついては補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認については包括承認事項と することととされていることを踏まえ、貴省の基準も「概ね10年」とすることについて、改めて検討してもらいたい。		_		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体 との間で十分確認を行うべきである。		

	提	案区分										〈新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
35	3 地方に対する 規制緩和	その他	国勢調査情報の利で調査世帯一覧の 写を可能とする	頃 可能な基幹統計調査では、担当 する調査員の大半が、国調査区 で作成した調査区地図、国調査区 要図及び調査世帯一覧を閲覧。 転記又は複写により調査区の 確認をしている。 複写が禁止されている調査世 一覧を、調査区地図及び調査区	調査世帯一覧を転記するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に 負担を掛けるばかりでなく、立ち会う職員も拘束される。さらに、来庁時間が重 なった他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場所及び職員を複数 確保する必要も生じるなど効率が悪い。 また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、ブライバンー意識の向 上による調査薬施の強化により新たな調査員の高確保に苦慮している中で、確 保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記限りにより訪問を問選 えるなど、トラブルが生じることがある。 現に、調査員からも、他の書類は独写できるのに、世帯一覧のみ接写できな いのはなぜか、「調査員を指しない場合できないか」、「調査員を信用してほしいなどの意見が寄せられるなど、調査員の理解を得ることが困難な場合が多いのが実情である。 世帯一覧には個人情報が記載されているが、閲覧内容を記載した記録簿を作 成していることや、調査員には守砂礁系が課せられていることから、安全性は 一定担保されていると考える。さらに、立ち会う職員による必要表外範囲の部 分の接写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査 時には持ち出さないことなど条件として定めることで、個人情報流失のリスク をより軽減できるものと考える。	調査に要する時間と労力が軽減されるとともに調査区の把握が容易になる とで、地域に精通していない調査員にも依頼しやすくなり、調査員確保に資 する。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	松山市	参考資料添付	○務るに実○性為複○加いがこ○がる査で対 角た市原井井高東城伊出徳高武大宮 角に市原井井高東城伊出徳高武大宮 内田市原井市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	限られた人員体制で事務を進めているため、調査員の転記時間や立会いのための拘束時間は他の集 に支障が生じている、調査債権保が軽しい状況の中、転記等に係る指導により接退者が増加してい 。調査員からは、法令造守と調査の円滑実施のどちらを優先しているのかとの声もある。国民への周知 ・ 地口機能得ることは可能だと考える。よって、統計法施行令や施行規則等の改正により、円滑な調査 施に向けての統計を求める。 調査員の人員不足や個」、情報保護意識の高まりから、調査が困難となる中、調査員には調査の重要 を理解していただき、調査を引き受けてもらっている。さらに65歳以上の調査員が大部分を占めている 、調査員の負担軽減や調査活動の効率化をするためには、国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の 「客を可能としていただきない。 市民のブライバシー意識の高まりに加え、核家族化・共働き世帯の増加により訪問時の不在確率が増 いており、調査員からの調査性帯一覧の開覧に一ては高い状況にある。調査員の確保が難しくなって る中、調査員に居住する地域外の調査区を依頼するケースが増えていることか、 閲覧転記ではなく、複字を可能にする。	重に取り扱う必要がある。  一方で、国勢調査の調査医は各種統計調査の基礎的な地域単位として利用されていることか  6、調査区関係書類(調査区地図及び調査区一製表)、調査区要図及び調査世帯一覧について  は、事務取扱要領に基づき、閲覧等の申請・承認を行っているところである。  具体的には、事務取扱要領においては、秘密保護の厳格な適用を図る観点から、調査区地図及び調査区一覧表の閲覧のみでは調査地域の確認が困難な場合に限って、調査区要図の開覧を承認しており、その上で、調査区要図によってもなお調査地域の現界確認が困難な場合に限り、調査世帯一覧について必要最小限の範囲での閲覧を承認することとしているところである。  虚いて、調査世帯一覧については、各種統計算金の調査地を正確に把理するために、必要最小限の範囲のみを閲覧するものであって、支障事例にあるような、調査責の大半が閲覧を要すること、もの世帯以上を転認することなどは割定しているところである。 他力で、調査地域の境界付近にある数世帯分を確認するためであれば、閲覧・転記で十分と考えているところである。 他力で、調査世帯一覧の閲覧における取扱いについては、調査環境の変化や調査員の高齢化など結婚と取り巻く環境の変化に対応することも重要であることから、調査主務に係る負担軽数、定律情報算えの以外の変性を対象の変化に対応することも重要であることから、調査主務に係る負担軽数、減や情報調えがリカンの変と表しましまない。
	3 地方に対する 規制緩和	その他	て、投票所を繰り上 て閉じることを市町:	げ り上げについて、市町村選挙管 村 理委員会の判断で可能にできる	公職選挙法第40条及び第40条の2第6項に基づくと、本村は、期日前投票所が 1か所であるため、同投票所を開い待頼は繰り上げることしかできず、間とる時 別は繰り下げることしかできないことにより、投票時間を短縮することができな い、現在、仕事に就かれている方等は特に立会人を敬めもらっているが、1日1時間中の を表める声が上がっている。 一方で期日前投票開始後の数日間や夜間の時間帯については、極めて投票 者が少ない状況であるため、国政選挙等の期日前投票所の設置期間が長期間にわたる場合には、その設置期間の過期投票所の建筑間が長期間にわたる場合には、近空との負担の軽減につながると思われる。 多への町村は、期日前投票所を1か所した数量しておらず、全国的に人口減少 に件い有権者数は減少傾向にあるにもかかわらず、市町村ごとの現状に沿った期日前投票所の運営が行うことができない状況である。	の軽減を図ることができ、それに伴い、多くの方が敬遠される立会人について興味をもつことにもつながると思われる。 なお、投票者が極めて少ない日や時間帯があるため、市町村ごとの現状に沿って期日前投票期間を短縮しても投票への影響は少ないと考える。	1項、40条、第48条の 第5項及び第6項 こ	1 総務省	◎茨市郷町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	3	か井県市市 福多 大学をOろる情の短ま題した	漂日当日の投票所と同じように、選挙人の投票に支障をきたさないと認められる場合には、当該選挙 理委員会が地域の実債を考慮し、羽日前投票所の開、時刻の繰り下げ、および閉じる時刻の繰り上げ 行うことができるようにすることが必要である。 当市の場合は、夜間(19~20時)投票者製の期日前投票全体に占める割合は約10%と、現在のとこ 、夜間設置の成果は見られるところであるが、立会人の選任については、提案団体と同様、苦慮してい ところであり、今後さらに入口減少が進み、夜間投票者数が極めて少ない状況になった場合は、その実 に応じた別日前投票所の運営が必要となる可能性がある。 本市においても、投票立会人は高齢者がほとんどで選任には苦慮しているため、期日前投票所の時間 総は立会人の負担経験や少定的な人員確保に一定の効果があると考えられる。 た、選挙期日当日の投票所は閉鎖時刻の繰り上げが認められているので、期日前投票においても問 がないと考えられる。 かし、期日前投票所の閉鎖時刻の繰り上げは、投票の機会を制限することにもなるので、改正について、、過去の投票状況や地域の実情を調査研究する必要がある。	である。 期日前投票については、制度創設以来、順調にその利用者数が伸びてきているが、そのさらなる 環境改善のため、平成28年4月の公職選挙法の改正では、各期日前投票所の立地や利用状 況等を語言え、地域を追して最適な投票時間を柔軟に定められるよう、期日前投票の投票時間 について、(前時時刻(午前8時30分)の2時間以内の後上行及び終了時刻(午後8時)の2時 間以内の縁下げを可能とし、②2以上の期日前投票所を設ける場合には、午前8時30分から午 後8時までの間において、少なくともいずれか一つの期日前投票所制いていれば良いことなど の改正が行われたところである。 他方、本件提案のようにすべての明日前投票所の終了時刻の繰上げを可能とすることについて は、上記改正の契機となった投票環境の向上方弦等に関する研究会においても議論となったも
42	3 地方に対する規 別級和	消防-防災-安全	都道府県と区域内市 町村が一体となって被 災自治体への支援を	が実施できるよう、災害対策基本法 行 第七十四条による応援職員の派遣 要請を受けた都道府県は、区域内 市区町村に対し応援を求めること	カ州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災 書時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振 る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に	係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に基大な被 を受けた市町村においては、今回の無本地震では見受けられたように、これらの災 応急業務を担予職員が任何的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する 災害対策基本法第十一年収条に基づの抵援要請を受けた県が、区域内市区町村に 対し応援を求めることができる「訴訟に明確化することにより、促規用性で大手 の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災 に収め、生活機能、対していた。	害条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分 第149回九州地方知 事会議特別決議採折	まがはその 多名岡 多名岡 東京市市市 市大兵伊倉龍 民市・京県市市市	災害時における早期の応援職員派遣は初勤体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りとめテームを組み被災地支援を行っている。風本地震の際、全国市長会からの実績で、南野に職員を派遣した。現地への交通を再発や戦員の確立方法など情報が振りませる。投資を活った。深遠である。八川県がその役を担うべきと思いた。支援をする他として、市町村は、支援受請がないと動けないため、県がとりまとめ、日から後もできるとは、大変に対する日本国の強弱化が計られると考える。	御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。
52	、権限移譲	医療・福祉	実施に関する審査	の 道府県から指定都市へ移譲す	【支障事例】 道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。) また、指定都市の処分は対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本市には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	のみで対応していた審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審請求の半分が指定都市分であることから、事務処理時間は概ね半分に短続されると想定される。)	県 65条 査縮	総務省、厚生労働省	九州地方5 事会	11 熊本県提案分	宮城県のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後請求が った場合の事案処理の加速化が図れるものと思われる。 (H28:49件の31件(63.3%)、H27:74件中42件(56.8%)) また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというのはわかりにくい	に対する審査請求の審査庁は、都道府県知事と規定している。 これは、一定程度の件数を審査することにより知見の書積が行われることで処分の判断基準、内 容及び手続きに関して妨一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を 行った被保護者の迅速な務末に繋がるとの観点から規定したものであるが、厚生労働省として は、未建案に関する対応については、都道府県並びに権限が募議される指定都市及び指定都 市と同様に大都市特例が譲じられている中核市(以下「指定都市等」という。)の意見及び相互の 調整状況を踏まえて検討したい。
	3 地方に対する 規制緩和	土木・建築	規定されている「管	理 法上では公営住宅法第2条第2 号に掲げる公営住宅又はその 共同施設に限定されている。 この条件について、改良住宅、 従前居住者用賃貸住宅(再開 発住宅・住環境整備モデル住宅 等)や、自治体が独自に整備し	○園の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わる。管理を行行制度を活用できない。このため、管理を持ちるには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても要託の手続の違いにより表記が明確になる。 ○人の特徴によりますが、一覧に実務が発生するため業務が領値になる。 ○人の特徴により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	手続が簡素化され事務処理コストが大幅に削減できる。 〇手続の簡素化により、自治体の公営住宅管理業務のアウトソーシングが 促進され、地方住宅供給公社等を中心とした広域的な住宅セーフティネット の構築(公営・特公賃・民間賃貸等)が期待できる。その一方、自治体の住	地方自治法第244条 の2 宅		掛川市、袋井市	È	本事〇住理者〇一務〇管及務行事ら往期市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	当市では、公営住宅とその他の種類の住宅との合業住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新 宅等は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管 を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行出策定管理の併用により、指定管理 の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が損棄になっている。 改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅同様に家賃が応能家賃であることから、公営住宅と、元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1管理者へ委託を行っているが業	公営住宅法第47条第1項に基づく管理代行制度を所管する国土交通省において、検討すべき ものである。 【国土交通省】 本提案は、土地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営 住宅法上の問題ではない。 なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管 理者制度を用いる場合にあっても、管理代行制度を公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公 社等を指定することは可能である。また、管理代行制度と加定管理者制度の手続きの違いにより、協定書や仕様書等の作成に二重の手続きがかかる点については、管理代行者と指定管理 者間の選書等の内容の共適化を図る等の工夫をすることで、規模性の智識、事務処理コストの 削減は可能であるほか、委託時期のずれについても、指定管理し係る公募、職会手続等を十分 な余裕をもって計画的に行うことで、委託時期にすれが生じないようにすることが可能である。 これらのことから、地方公共団体が独自で整備した住宅等については、管理代刊制度を導入す

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
国勢調査の調査世帯一覧は、調査票情報と同様に厳重に取り扱う必要があり、その開覧・転記は、調査区要図によってもなお調査地域の確認が困難な場合に限って必要最小限の範囲でさせるべきことは十分に認識している。 しかしながら、地域に積温した調査員の高齢化による引速やブライバシー意識の高まりにより調査環境が難化する中で、調査区に地理感のない市民を職員が粘り強と説得してとうこか調査を依頼できている現状において、そのような調査員からの強い要望があることや調査員及び職員の負担軽減などの販点から、調査区地図、調査区・受験を設定した場合員及び職員の負担経滅などの販点から、調査区と地図、調査区地図、調査区・覧表・砂調査区を図の閲覧・転記を認めざるを得ないのが本市の実態である。 調査員は、調査区関係書類(調査区地図、調査区・覧表)や調査区を図の閲覧・転記・複写から始まり、さらに調査性・可能制度を要している。 「調査」とも、に調査」といる。 「情報漏えいリスクについては、提案等に述べたように、調査例で特別でが必要が対してついては、提案等に述べたように、調査員による必要表が影けさられていることから、一定担保されると考えられ、さらに、記令会制員による必要表が影けさられていることがら、一定担保されると考えられ、さらに、立ち会・職員による必要表が必要がなりの複写や、ファル等を作成して複写した書稿は反対を要すること、調査時には行わ出さないことなどを条件として定めることでリスクはより経滅できると考える。 以上のことから、統計資素の効率化と調査員及び職員の負担軽減、調査員の確保などのため、今回の提案実現に向けて是非とも具体的なスケジュールの下での速やかな検討をお願いしたい。				【全国市長会】 事務負担軽減に向け対応を求める。		市区町村職員及び調査員の事務負担軽減を考慮し、国勢調査の調査世帯一覧の閲覧・転記に加え、必要最小限の衛囲の複写も承認する方向で検討したし、なお、調査区関係書類等の閲覧に現在継続中の事務であり、閲覧方法の変更により事務の円滑な実施に支障が生じる可能性もあるため、今後地方公共団体及び調査実施者からの現状把機と意見聴取を行った上で、情報漏えレリスクなどを考慮した具体的な適用方法を検討し、平成30年度内に方針を決定し、速やかに閲覧事務取扱要領の改正を行う。
「有権者の投票機会を挟める事態につながるおそれがある。」点について、期日前投票は、投票所設置当初は、投票者数が少なく、投票日が立づくにつれて投票者数が増えてい傾向があり、加えて、その期間は非常に長い、投票環境の向上方案やに関する研究会でも、規前からこの点に関しての意見はあり、他にも期日前投票の弾力化について多くの意見があったところである。。また、期日前投票は、地域性があり、午後6時以降の投票者数は、都心近郊では多いが、地方では少ないと思われる。平成28年度の参議院議員選挙における期日前投票は、即第48日間において、共同提案団体中最も少ないところでは、6日間投票者がいなかった。この点、今回提案にしているのは、市町が選挙管理委員会が地域の実情を考慮し、弾力化を行ことができるとしたものであり、投票機会を挟めるとは言えないと考える。次に、立会人の選任についてである。地が方では、人口部が影響を自治体が多く、長期に渡る立会人の選任を選挙管理委員会だけで行うことは困難であり、現代の就業環境や若年層人口か少ないことから公募制も難しい状況であり、地区の代表に協力を依頼している。なお、交代制の意見は、立会人の数が信かすることとかり、別日前投票期間が17日間であれば、最低でも68人の立会人を選任しなければならないため、規策可会と確保すること自体が困難という現状があり、交代制と単純に係り、長度でははならないため、現実的には非常に難しい、立会人からも、交代制の要望はなく、投票映画的の短縮についての意見が出ているところであり、地域の実情を踏まえても、現行制度で対応は困難であると考える。	=		-	【全国市長会】 地域の実情に応じた対応が可能となるよう、十分な検討を求める。		投票の権利は、民主主義の最も基礎的な部分であり、投票の機会を広く確保するということは極かて重要なものである。 当日投票においては、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合等 に限り投票所閉鎖時刻の繰上げができることとされているが、平成27年に行われた参議院議員 虚常選挙では、全投票所の3分の1を超える投票所について、閉鎖時刻の線上げが行われているといった状況があり、国会においては、選挙人の投票の機会の要失につながり、投票の権利を 持ねることになるのではないかとする計論は受けている。投資者としてきているところである。 郷日前投票所の閉鎖時刻の繰上げを可能とした場合においても、有権者の投票の機会を終める事態につかがることが整念されることか。本件提案については、電車を検討が必要である。 また、平成28年の投票環境の向上方策等に関する研究会の報告書においても、全ての期目 前投票所の閉鎖時刻の繰上げを可能にすることについて意と引かるたことを前提としつつ、1か 入こて有権者の投票機を飲める事態につながりかねないことから、今回の見直し後の状況や 見ながら、債事に検討する必要がある」と結論づけているものである。 なお、当日投票において投票所閉鎖時刻の繰上げぎることができるのは、選挙人の投票に 支障を来さないと認められる特別の事情がある場合等であり、投票立会人の選任が容易ではな いといった管理執行側の四目によって投票所関鎖時刻の繰上げが認められるものではなく、期 日前投票所の閉鎖時刻の繰上げでも同様に整理されるべきものである。
提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。			-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と 調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 の今後、内閣府(防災担当)において、東海対策基本法の改正等に同けて和国法制局を含めた 関係府省と調整をを行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。 ・
検討を進め、早期の実現に努めていただきたい。また、本提案は、指導監査権限を有する指定都市への権限移譲に関するものであるが、厚生労働省に体防市への移譲体併せて検討するとのことである。中核市への権限移譲については、厚生労働省において諸点整理の上、検討を進めていただきたい。なお、「平程度の仲数を審査することは、以知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行合と放棄者の当成を対策に繋がるとの観点から現でしたとある。平成8年4月日かりであり、権限移譲が実現されれば、指定都市での一定程度の仲数の審査により知見の蓄積が行われると考える。			-		提案関係は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監査を実施しており、審査請求の敷決 行う体制を鑑されていると考えていることから、指定都市のみ先行して移譲するという選択肢についても、 もため、地方側の調整の結果として、指定都市のみ先行して移譲するという選択肢についても、 考慮していただきたい。 〇 提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監査を実施していることを踏まえ、利 審査請求先を国とすることを想定していることから、今後の検討に当たっては、その点も考慮して いただきたい。	5
本提案は公営住宅及び公営住宅に準して管理している住宅の管理業務の外部委託について、管理予数の大半さ占める公営住宅における管理代待制度をベースに一本化することが最長効率的であることから、その実現により外部委託を継続的に選択しやすい体制を整えることを目的としており、それらの住宅の指定管理者に地方住宅供給公社を指定することでは支障事例の解決に至らない。また、本程業の実現により管理業務の外部委託の選択が容易になることによるデメリットは生じない。 公営住宅の使用関係においては過去の判例等により、入居者決定を除ぐ管理関係の規定は行政処分に当たらず、入居者の選考及び決定は行政処分に当ちるとされているが、このことに関する責省の更解を伺いたい。また、公営住宅以外の住宅において発明度によりどの範囲まで業務が委託できるかについても明確にされたい。仮に委託可能な範囲を条例で規定することで公営住宅と同様の管理業を行うことが可能であれば、当市は宣に条例改正等の必要な措置を選に、公営住宅以外の住宅について適用する予定である。 お、第一次回答にある一制度の併用に関する下まできる。 お、第一次回答にある一制度の併用に関することは当市で既に措置派であり、それでもなお選ばな事務を表別担当者1・15人工が但わざるを得ない地方自治体の実情を御理解いただき、引き様き規制緩和について検討されたい。					建輸事業の施行に伴う明波請求(法38条)は、借始借家法の特例として定められていることを結 まえて、独自整備生宅について、当該地方公共団体の条例等で開本の制度を定めた場合 事業主体や指定管理者、その他管理委託を受けた者において実施するができると解してよい か。 〇 公営住宅法に規定されている入居者の収入調査等(法第34条、収入状況の報告の請求、他 の地方公共団体等からの税務情報の入手等)は、独自整備住宅についても、管理条例等によ リ、外部委託することができると解してよいか。 〇 独自整備住宅について、指定管理者制度及び条例により独自に定めた管理代行制度によ て、具体的にどこまでの事務物理を委託できると考えているのか、また、公営住宅について、指	ご要望のあった住宅のうち、公営住宅法等の法律の規定による管理が行われない「公の施設」 について、業務の民間委託のほか地方が上間体以外の者に管理を行わせるためには、地方自 治法の指定管理者制度による必要がある。したがって、公営住宅法の管理代行制度類似の制度 を発例で取けることはできないと考える。指定管理者制度においてどのような対応ができるか国 土交通省とも検討して参りたい。 [国土交通名] 本提案は、土地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営 住宅法上の問題ではない。 その上で、公営性宅への指定管理者制度の適用に当たっては、個別法たる公営住宅法の一定 の制約を受けるが、地方自治法上の「公の施設」となる地方公共同体が独自に整備した住宅等 において指定管理者制度を適用するに当たってはそのような制約はないものと考えている。(具 体的してのような対応ができるか総務省とも検討してまいりたい。) なお、公営住宅の使用限能についての法的性質については、「公営住宅法の一部を改正する 法律等の施行について」「(平成8年住宅局長通知)において、法第25条に基づく人局者の決定 及び法第3名様に基づく人居者の収入状況の報告の請求を除き、行政不服署者法及び行政手続 法に規定する「処分」には該当しない旨お示しているところ。

	提案区分											<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理番号 区分	,	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
61 B 地方に規制緩和	村する。その村	- -	の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和	来、公共又は公用に供されない。 ことが確定している行政財産 (土地)については、現に建屋が 存在し、行政サービスが提供さ れている間においても、売払い を可能とすること。	本県では、運転免許試験場の建替整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余割地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売払いができないとされていることから、施設の建替終了後に余割地となることが確定している数地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売払いが困難である。 [計画の時系列] 事業又がジュール(予定) ア事業契約の締結 平成29年10月 [事業契約締結の相手方:PFI事業者] イ施設の設計・建設期間(引き渡し)※この間における余剰地となることが決定している土地の乗から第二者への売却が歴史(ア)四輪技能試験コース、平成30年12月末(ア)四輪技能試験コース、平線発着場、二輪車庫 平成31年2月末(ウ)庁舎、四輪車庫 平成32年1月末(フ)平面駐車場 平成28年1月末(フ)平面駐車場 平成28年1月末(フ)平面駐車場 平成28年1月末(フ)中価計車場 平成28年1月末(フ)中価計車場 平成28年1月末(フ)中価計車場 平成28年1月末(大)立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末(オ)立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末	の実情に応じた効率的・効果的な公有財産の利活用を図ることが可能となる。 ・余剰地の買主及びその事業内容を早期に特定できるため、PFI事業と余 射地の買主による事業を通じた同辺環境対策(両者を通じた交通動線の設定など)や一体的な施設整備を効率的・効果的に進めることが明符できる。 ・余剰地の早期売却が可能となり、早期の財源確保が可能となる。	の4第1項 ・民間資金等の活用 による公共施設等の	総務省	愛知県	-		○・PFI事業における余剰地活用は、財源確保や周辺との一体的な整備に対して有効な手法とされている。 ・PFI事業による民間ノウハウを活用した施設整備では、ハコモノの整備だけでなく、施設を中心としたまちづくりに寄与する整備計画とする必要があり、本提案の実現により、効率的かつ効果的な事業推進が可能になると考える。	産である当該余剰(予定)地の売り払い契約を締結しようとするものである。 この点、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で当該土地を売
66 A 権限移詰	产業社	1	系る認定権限の都 道府県知事への 移譲	基づく、各主務大臣の経営 力向上計画に係る認定権 限を都道府県知事に移譲 する。	両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という親点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当する かといった相談を調、都道府県のそれぞれにしなければならず、保養であり、都道府県 に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の恵見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとつては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。	経営力向上計画経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の自、及び両計画図定による一体的な支援につながる。また、申請等客口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。都道府県にとっても、経営カ向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営カ向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定任务事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。 【参考】 ■認定件数(H28.7~H29.2) 全国 16.146件(経産省12.738件、国交省1.225件、農水省1.127、厚労省566件、国税行167 等)うち広島県、419件	化法第13条、第14 条	総務省、財務省、厚 生労働省、農林水 食業 経済産業省 養 選 省	鳥取県、 島根県、	-			中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の 経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野手能力、出物が野に特化した経営 内向上の実施力法を定める「事業分野別制計り注意に、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野 別指針を撤主えて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、設定を受けるスキームとなっている。 各主務大臣が設定するのは、各事業分野の経過に関する最初の状況を全国いべれで担信し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な助見に基づき、直接審査・認定したほろが、本計画による経営向したでは効果が高いという考え方に基づくものであり、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。
規制緩和	नंत्र स्कर्		整会議における加え のことのできる構成員 のうち地方議会から の代表者の選出方法 こついて、地方議会 こ世が 世間 を関する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に加えることができる構成員について、地方自治法第220条の 21の2第3項第3号及び第6号の 21の2第3項第3号及び第6号の 成業とにより上法定化するので はなく、地方議会において選出 方法を決定することができるよう に見直す。	接定都市都道府県顕整会議の構成員については、地方自治法に、「~次に掲げる者を構成員として加えることができる」と規定され、構成員の追加に市長と東・一般の場合を開放していている。とかできる」と規定され、構成員の追加に市長と定化されている。選出方法については、全国一律に法定されるのではなく、それぞれの議会の判断に任せることが地方分権の本旨に沿されてあるが、また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、また、要にはなないものであるため、こうした会議の構成員を議会から選出するる。本果では議長を構成員に選出している。諸事情により議長が辞任し、併せて当該会議の構成員を辞任した場合なども、その度に「選挙により」選出することが必要となり、議会をの負担が増える。さらに、議会でのそのように判断にも関わらず、議長を辞任した場合でも、当該権成員から称き窓がない場合で、日間整会議に参加することにおりまた。日間を登録に参加することにおりまた。日間を登録に参加することにおり、選出の部を置がない限り、構成員というに選を領した場合である。本語に関金を関係であれることが必要となり、議会を辞任した場合でも、当該権成員からかの影響がない限り、構成員とでは関金会議を加することになり、選出の超旨から考えて望ましくない事を掲忆こともあり得る。また、調整会議を開催できないことも考えられる。	の実情に合った方法を自ら選択し、選出することにより、特定の課題に関する調整会議の機動的な開催や事務手続きの簡素化など、効率的な行政運営が可能となる。	Ø21Ø2			分権担当課と事業 担当課は同一			指定額市都道府県顕整会議については、いわゆる二重行政の祭済を図るため事務の執行に関する調整を行う場であることから、地方自治法第282条の21の2第2項においては、事務を執行する責任があり始終代と義権や予算編成権を有している指定額市の市長と衛道府県の知事を最低 概必要な構成員として位置付けている。 ちらに、協議の対象と位った事務が各団体においてスムーズに執行されるよう、団体意思を決定し事務を監視する権能を有する議会が調整の場に関わることが望ましい場面もあると考えられる。  訓整会議において議員を構成員とす場合、調整会議において協議を行う都度、調整相手となる団体と適切な調整を行うこふさわしい者を「議会の代表者」として適正な手続きによって選出する必要がある。 したがつて、調整会議の構成員の選出方法について、同法第118条の規定によらず、一律に地方議会の裁量に委ねることとする貴県の提案は、当該構成員が議会の代表者であることの適正性を担保する選出方法には必ずし書うことのできないものであることから、適当ではない、なお、同条第2項において、より階便な手法として指名推薦も認めているところであり、構成員を早急に選出する必要がある場合であっても十分対応可能であるときろもれる。
103 日 地方に 規制緩和	v9 0 ***********************************		一般放送に係る届出 の添付資料の簡素化	める都道府県知事への小規模施設特定有線一般放送の届出施設特定有線一般放送の届出に必要な道路法の規定に基づく外外に許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を記まする書面の写しと再放送の記載を不要とする。	辺地共聴能設等の小規模な共聴施設(5) 編子〜500編子)により行われている地上テレビショと放送の再放送を1小規模施設持定有験一般放送上定能、その業務に関する事務及び権限については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移議されているところ。その事務において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法施行規則第1名等の承拠にの事業を証する書面の写し、配往共享に係る資料、再放送の同意書等専門的な内容が含まれる質料が必要であり、届社を行う小規信治体や一部前村内の集から不償れた資料特を少要であり、届出を行う小規信治体や一部前村内の集から不償れた資料年依少手続きへの負担があるとの意見が寄せられている。 一の点、道路法等の規定に係る部分は関係法令で規制がかけられており、また、再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏まれた。再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏まれた。再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏まれた。再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏ました。日本では係る部分とついても、本手続きはあくまで届け出であることを踏ました。「一部放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏ました。「一部放送に係る部分についても、本手続きはあくで、例前を発生が表している。「一部が表した。」では、「一部がまた。」では、「一部が表した。」では、「一部が表した。」では、「一部がまた。」では、「一部が表した。」では、「一部が表した。」では、「一部が表した。」では、「一部が表した。」では、「一部が表した。」では、「一部が表した。」では、「一部がまた。」では、「一部が表した。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一部がまた。」では、「一述がまた。」では、「一述れる、「一述が、「一述れる、「一述れる、「一述れる、「一述れる、「一述れる、「一述れる、「一述れる、「一述れる、「一述れる、「	化することで、届出者の事務負担の軽減に資する。	放送法施行規則第1 43条から第145条ま で	态· <b>花</b> ·	鳥西公京兵和徳島、原本の東京城市東山東海、城市東山東海市東山東南部県東東東南部島島東山東東東山東南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南	_			放送法案11条は、放送事業者の放送者報か他の放送事業者により再送信される際、放送事業 者の「番組職主力の意図が言され、又は金面とれることがない。シオ限人 持を図ることを目的として整備されたものである。 また、同送第146条第1項は、本来、道路の無許可占有等法令に基づく処分を受けないで設備 を設置したり、所有者等の承諾を得ないで行う電柱への無断共実は、それぞれの関係法令や所 有権に基づく服事上の排除部款によって是正されるべきものであるが、法規整を無視した無秩序 な業務態様が多く見られたため、有線一般放送の健全な発達を目的に整備されてきたものであ あ。 このよう法整備の目的は、小規模施設特定有線一般放送においても参わるものではなく、法が 來める要件を具備していることを証する書類をあらかじめ確認しなければ、業務開始後に法違反 の事実が確認された場合、同法第174条に定める業務停止命令が行われ、現に放送を受信し ている受信者の利益を書するおされがある。そのため、施行規則第143条で定める書類を届出 時に提出してもらうことは必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
- 総務省一次回答は、本県提案に沿うものである。 ・ついては、現行の行政課決定(昭和58年1月13日)の変更についての速やかな周知をお願いする。			_	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。		
住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近や超速行機が地域の実情に関して、行うべきである。本提案は、「経営力向上計画」と経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、製造目標や支援措置等において共通点が多くあることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう。認定推慢の移線を検討しただされ、なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が、超速府県に対し、基次、情報提供を行うたど、国企の連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管が局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考える。			-	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。		事業分野別指針については、関係省庁と緊密に連携しながらPDCAサイクルを実効性ある形で 確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、注案審議の 際の国金付市決議でも求められていることから、中小企業の全産性向上に関する最新の影組事 例等を、国制で一次情報として常時把握する必要があり、これを確実上担保するためには、都道 府県への委譲、学学け方式を含む、つにはな、国が直接審査・設定する必要がある。現在まだ施 行後1年を経過したところであり国で認定を行うことが適当と考える。
地方議会の代表者の選出方法を地方議会の裁量に要ね、その結果、選出された議会の代表 者が適正性を欠くことになるとする論拠が明確ではありませんが、会議規則によりにれまで行わ れてきた地方議会の決定の正当性をも否定しかねない。最早であると考える。 当果としては、議員からの選出方法について、法により全国一律に選出方法を規定しなければ ならない必然性はなく、法によらず、地方海後の地域の実情に合った方法を自ら選択し、選出す ることができるようにすることこそが、地方分権の趣旨に沿ったものと考える。 なお、地方自治法第10条第2項による簡便な対応についても意見があったところであるが、当 果は、上述の趣旨から、議員の選出方法について地方議会が自ら決定できるようにすることを提 案しており、選出方法の簡便化を求めているものではない。当果が想定している具体的な規定 は、例えば、地方自治法第110条第13項目内様に、会議規則に委任し、地方議会が定める方法 により、代表者を選出できるようにすべきであるということである。			_	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		指定都市都道府県調整会議については、いわゆる二重行政の解消を図るため事務の執行に関する調整を行う重要な場であり、指定都市の市長又は都道府県知事は協議を調えるため必要であると認める自会は、指定都市都道府県制告調整委員の意見を踏まえた総務大臣の勧告を求めることができることとなっている。 こうした重要な機能を有する調整会議の場に構成員として議会の議員を加える場合には、当該議員はこの調整会議における調整相手や調整案件にふさかしい議会の代表者を適正な手続きによって選出する必要があるため、地方自治法第20条の21の2第3項第3号及び第6号においては、公正かつ適正な方法である選挙により選出することが必要であることを規定しているものである。 なお、具体例としてあげられた地方自治法第100条第13項については、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査等のために派遣する議員等に関することを会議規則の定めるところなお、具体例としてあげられた地方自治法第100条第13項については、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する場合である。 なお、具体例としてあげられた地方自治法第100条第13項については、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する場合であるのに派遣する議員等に関することを会議規則の定めるところであることを求められるものではない、このことから、周項の規定は、国際の規定は、国際を議定は下の課題を集任を記された。場合と比較する規定ではないと考えられる。
総務省御回答の放送秩序の維持や受信者の利益保護等の放送法の主旨は理解できる。 当県の所管する事業者は、地方公共団体やNHKとの共同受信組合等の公的な機関の関与する事業者が多く、これらの事業者は、受信者保護や放送秩序の維持を行う立場にあり、その他の任意団体を製制団体等と同力を制力を表しまれる。従って、事業者のうち地方公共団体やNHK等公的な機関の関与する事業者にあっては、届出書に同意。野市、承諾等を受けている旨の記載をさせるなど、簡素化を図ることが可能と考えられる。簡素化できない場合は、その理由を御教示いただきたい。 なお、当県事業者において、小規模な事業者が多いことから届出事務の簡素化は届出事務の負担軽減に資する。						・放送法施行規則第143条第3号及び第5号において、届出に係る有線一般放送事業者に対して、放送法第1条及び第145条第1項を満たす事実を証する書面の写しを届出時に提出させるのは、有線一般放送事業者において適点に遠法な再放送や電柱への共業を行った事例があり、特に遠法な再放送については、地方公共団体や第三セクラーがこれを行った事例があり、おる。このような事例に鑑みると、届出時に書面をつて法に定める要件を具備していることを担保することは必要不可欠であり、公共的団体であっても取扱いに変わるところはない。・なお、放送法施行規則第143条第3号及び同条第5号については、法に定める要件名具備している事実を証する書面の写しを求めるものであって、新たな書面作成等の負担を求めるものではない。

		提案区分										< 新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管理番号	区分		<b>分野</b>	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		制度の所管・関係府省庁		その他 (特記事項)	各府省からの第1次回答 団体名 支障事例
109	B 地方に対す 規制緩和	その他	<b>利</b> ブ	る団体の単なる名 家更による関係地 5公共団体議会の議 その廃止	の事情により単に当該構成団 体の名称変更がなされた場合も 他の構成団体の議会の議決を 必要としている。しかし、このよう な場合、議会が否決することは ないと考えることから、他の構成 の議会の議決の廃止を求 めるもの。	伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町総合事 務組合という・  市事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務 組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての議会において議会の議 法が必要となるため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更 等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。 しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回しかで伸会がなく、当組合 が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務 組合の規約の更議案のみの随時講会開催は字常に負担である。また当組合 では議会へ諮る時期と合わず、専決処分により処理することが多い。専決処分 については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点 でも対応に苦慮している。 ① 構成市町村等の数 56団体 ② 変更回数と理由(※当組合の設立日である平成27年4月1日以降) 変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(当組合)の加入 平成28年1月15日 構成団体の名称変更(細野長泉清掃施設組合→網 野成29年1月26日 富士山南東消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(郷野長泉清掃施設組合→網 野市長泉町衛生施設組合)	構成団体の名称変更について議会の議決を不要し、構成団体へ通知することにより事務の効率化が図られる。	地方自治法第286条 第1項、第290条		伊豆市		□シ上もな の当組合は、県内17市町で構成される一部事務組合である。
	B 地方に対す 規制緩和		お	おける大臣許可手	り、広域連合が当該事務を実施 することについて既に関係省庁 との顕整が終わっている事務の 追加について、総務大臣の許可 を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひとしこと創生法等の条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひとしこと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請・昨年度の提案募集では、影経者から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第30条の3第2項に規定す手続により申請されていないこと、②地方自治法第30条の3第2項に規定する最回関係行政機関の長をいことを確認するため必要との回答があった。しかし、①について、広域連合の事務所の位置等変更する場合は関係地の過速・あると認められた単位の協議は必要であるが、国に対しては特管でよいとされており①だけをもつ許可制とする理由とはあたらない、加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各様成件単位状の経済といる理由となが、自然の保護といては、提案募集方式や更請をしたりでは、建築募集方式や更請権により関係省庁との協議を行ったうえて広域連合がな、活出のなび当該広域連合議会の議決証明なび当該広域連合議会の議決証明なび当該広域連合議会の議決証明なび当該広域連合議会の議決証明なび当該広域連合議会の議決証明なび当該広域連合議会の議決証明なび当該広域連合議会の議決証明により関係省庁との協議を行ったうえて広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	るとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	の2、第291条の3		関合(共滋都府果県県県市市) 医内线液体 原果、兵和衛衛、東東、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、		奈良県 -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -
	B 地方に対す 規制緩和	その他	更	でにおける大臣許可 が撤廃	り、広域連合が当該事務を実施 することについて既に関係省庁 との調整が終わっている事務の 追加については、総務大臣の許 可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひとしこと創生法策の条第1項に現定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成21年度 伊援業募集において、内閣府とまち・ひとしこと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて、はでは、日本の主にもかかわらず、申請の策定主体となることについて、「確認済みであった」にもかかわらず、申請・昨年度の提案募集では、終者省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②性力自治法第20条の3第2項に規定す手続により申請されていないこと、②性力自治法第20条の3第2項に規定する場合の国際(研究機関の及事化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認するため必要」との目答があった。しかし、①について、広域連合の事務所の位置等変更する場合は関係地方公共的低端は必要であるが、国に対しては特定を支更する場合は関係地が表生により申請されているかどうかは、各権成内集に議会の議決部別及び当該広域連合議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決正の表示では必要がなく、届出で充分だと思われる。	とされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域	地方自治法第291条 の2、第291条の3		兵賀府府県県県市市域連県、大和島徳京、関連、東京版歌取島都版西西遊連		ー
143	B 地方に対す 規制緩和	その他	た	をお下処分手続き の簡略化	や通知した内容の疑義事項行 政庁の処分でない明らかに審 査請求の対象外であるものにつ いては請求に対する却下処分 手続きの簡略化(裁決書の記載 事項の省略など)を求めるもの。	行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合であっても、審査 請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱うとされていることか ら、当町では書産請求人の窓を適宜確認し、受付している。 しかし、名称が行政不服」とあることから、行政処分に対する申し立てだけで なく、単なる職員等への苦情が大半という状況である。 具体的には、職員の発言や応対への苦情、法解釈の見解の相違、通知内容 の疑義などが多峻に力がり迎載されており、審査請求人の主張が明らかに不 憲法なものであっても主張内容や適否を一つ一つ整理して裁決書を作成する こととなるため、町内の関係部署においてはま常に多くの労力を割いている。 また、こうした請求が長期間続いていることにより対応する関係部署の職員も 疲弊しており、町の本業業務にも支障が生じている。	内容が単なる苦情であることが明らかであり、不服審査請求として不適当な審査請求に対する手続を簡素化することで、行政事務の効率化をかはり、 住民サービスの向上のためのリソースが確保できるようになる。	行政不服審査法	総務省	川崎町 -		ひたちな かされ、行政不服審査法人の手続(補正命令等)を経て却下する事例が発生している。明らかに行政不服事上で がされ、行政不服審査法人の手続(補正命令等)を経て却下する事例が発生している。明らかに行政不

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料 見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、構成団体の権能に影響を及ぼすことは理解できますが、今回の提案は、構成団体の単なる名称の変更に伴う規約の変更であって、このことで構成団体を拘束し構成団体の権能に影響を及ぼすことはないと考えます。そのため、当該事案のような規約変更は、構成団体の議会の議決を不要とする改正を希望します。		-	【全国市長会】 慎重に検討されたい。		第1次回答において述べているとおり、一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から際かされる。このため、構成団体の各の変更に「予規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でない。なお、地方人共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。
地方分種改革に関する提案募集においては、内閣府を適じて案件に応じ関整を要する関係行 政機関が特定されており、それに基づいた調整が行われる。その結果を踏まえた対応方針は閣 議決定されることを踏まえれば、関係を有する他行政機関の存在を危惧する指摘は当てはまら ない。 また、地方自治法第291条第2項4による要請権についても、当該事務を所管する国の行政機 関の長との協議に当たり、関係所者との協議なな事務の移譲が決定することは想定できない。 上記を蓄まると、居出制であったとしても、他の行政機関からの申出等により国の施策実施 等に大きな混乱を生じさせることはないと考える。	広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を る可能性が排除できないとのことであるが、事前協議とは許可すべきか否かを正規の申請 に判断するために行われるものであり、名称こそ違えども、実賃上は許可と変わなない手続 路んでおり、主たる行政機関をはとめ、関係機関とも協議が行われるものではないのか、特 地方分権改革度募集の場合、内限所が主体となり、関係行政機関との調整を行っていた	を前 きを に、 だい こ、他	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		広域連合の設置、提約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項である ことから、総務大臣又は都連府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部 事務組合の手様に準ずるものである。 第1次回答において述べているとおり、広域連合の処理する事務に係る規約の変更に当たって の事前の手機は、広域連合に建数の都通府県が加入し、相当種族の広域にわた合事務を処理 する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する臺然性 が高いこと、まと当該広域連合が国からの権限を限り実施を行い得もものもあることなどを整ま 決「国の最小限度の関与である。 許可に当たっては、総務大臣が任の遊池性・妥当性を判断することができず、届出によって現象が変更の効力を発生させた後に支援が生じた場合に事後的に取り消せることとすることは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。 事実上の行為をもって法定の手続に代替することは通当ではない。 事実上の行為をもって法定の手続に代替することは通当ではない。 なお、関係を行との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても連やか に判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。
地方分権改革に関する提案募集においては、内閣府を通じて案件に応じ顕整を要する関係行政 機関が特定されており、それに基づいた顕整が行われる。その結果を踏まえた対応方針は閉議 決定されることを踏まえれば、関係を有する他行政機関の存在を危惧する指摘は当てはまるか 、また、地方自治法第291条の2第4項による要請権についても、当該事務を所管する国の行政機関の長との協議に当たり、関係所省との協議な、等務の移譲が決定することは想定できない。 上記を踏まえると、届出制であったとしても、他の行政機関からの申出等により国の施策実施等に大きな混乱を生じさせることはないと考える。	il B	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		広城連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手続に準するものである。第1次回答において述べているとおり、広域連合の処理する事務に係る規約の変更に当たっての事前の手続は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を持する臺熱性が高いこと。また当該広域連合が園からの権限移譲の要請を行い得るものであることなどを踏まえた国の最小規度の関与である。許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけではなくその妥当性を判断しているところであり、周出制では総務大臣がその憲法性・妥当性を判断することができず、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとすることは、国の施策疾院等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。事実上の行為をもって法定の手続に代替することは適当ではない。本ま、関係を守との事実上のに協動なされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、建やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。
_		-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		

提案区分									<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
理 番 号 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項) 団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
158 日 地方に対する規制級和	設置・管理することが	が 施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施 行令に規定する公共的な施設	本県では市町村合併があまり進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱いため、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されおり、PT等の運営手法については、一定の放益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が「見込まれにくい。一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を附得することができる。このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を関わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考える。	各地方公共団体の文化施設等を共同して管理・運営することにより効率化が図られる。	地方独立行政法人法 第21条 地方独立行政法人法 施行令第4条		奈良県			提案の文化施設の設置・管理における地方独立行政法人の活用については、今後、具体的に 生じている支障について精査を行いつつ、検討する。
159 B 地方に対する 教育・文化 規制緩和	幼稚園等に限されて いる設置者管理主義 の緩和	管理の制限を廃止し、地方公共 団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とすると ともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう 地方独立行政法人の業務範		公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービス の向上につながる。	学校教育法第2条、第 5条 地方独立行政法人法 第21条 地方独立行政法人法 施行令第4条	:	奈良県	— ひたちな か市	○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支険になることはないが、今後らに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択しのひとつとなり得る。	学校教育法第5条が「学校の設置者は、その設置する学校を管理」することとしていることに関しては、同法を所管する文部科学省において、検討するべきものである。
192 B 地方に対する その他 規制緩和	住民監査請求の不過法却下要件の見直し	し は、監査委員の判断により、住 民監査請求を不適法なものとし	このため、共同請求人に対し総代の互選を命じたが、その命令に従わず、総代を互選しなかったとしても、請求が不適法となるとは考えがたく、監査請求を 却下することはできないと解される。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が 1,300人を超える事業が生じた(過去には3,900人を超えることもあった。)。この 事業において、総代が置かれないまま請求がなされ、陳述の機会の付与に係 る通知等を1,300人以上に発送する必要が生じ、集大な手間と費用が生した。	ない場合、審理員は、総代の互選を命じることができ、その命令を受けた共同請求人が総代を互選しないときは、審査請求を不適法なものとして却下することができると解されている。 住民監査請求においても、同様の命令を監査委員が発することができるととし、総代を互選しないときは、当該住民監査請求を却下することができるよう求める。 なお、住民監査請求は、住民の権利利益を教済するための制度ではなく、行政不服審査制度と同様の総代の制度を設けたとしても、住民の権利利益			賀県、兵庫 県、和歌山	余地はないか検討 したが、判例(平成 9年9月3日名古屋 高裁金沢支部判 公たちな か市、多 治見市、 浜松市、	○過去に2,000人以上の住民から監査を求められた事例がある。 ○当自治体においても、平成20年度において、約500人の連名により住民監査請求がされた事例がある。 ○当自治体においても、平成20年度において、約500人の連名により住民監査請求がされた事例がある。 る。その際、代表者が終われていなかったことから、住民かどうかの確認や、これらの請求人への通知等に相当な時間と労力を費やした機械である。書留・記達証明の費用も多額となる。 ○平成28年度において、共田請求人が304名である事業が生じた。この事業において、代表者(総代)が置かれないまま請求がなされ、受理通知等を請求者全員に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用を要した。 請求人に対し、代表者(総代)を置くように伝えたが、「我々は省が平等に請求をしているので、代表者は置かない」との回答であった。 よって、総代の互選について、監査委員が命令を発することができることとすることで、通知事務の負担転減など、円滑な事務処理に資することになると考える。	は、自己の権利利益が行政庁の処分により侵害された場合において、その回復を求めて、共同 審査請求人として氏名を連ねることによって、総代を遺じて各自の主張を行うことができ、また、 審査請求による効果も自身に及ぶことになる。このため、被処分者側にとっても利点があること から、行政側として、共同審査請求の際に執作の選出を命じることができるものとされている。 一方、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計行点、関する遺法又は不当公処理を予 防、是正し、それに起因する損害の回復等を図るために、監査委員の監査の権限の免動を求 め、任民全体の利益を確保するものである。住民監査請求制度は、住民であるという要件を満た
193 日 地方に対する その他 規制緩和	住民監査請求に係る調求書の様式の見間し	る 請求書の様式については、地 直 方自治法施行規則別記様式を 参酌して監査委員が定めること ができるようにすること。	住民監査請求の請求書の様式上、請求書の名がが職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内との制限がなくなったことに伴い、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。	することができる。	172条並びに地方自 治法施行規則第13条 対 及び別記様式	:	京資府県県県県市、海市、京東町島販市、東東町島販市、海市、東南、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、	か市、新 宿区、浜 松市、山		ではないため、その請求書の様式についても全国的な統一性が求められるものである。したがっ て、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)に定められている職員措置請求書に記載すべ き事項を、各地方公共団体の監査委員の裁量により変更を可能とすることはできない。
194 日 地方に対する その他 規制緩和		査委員が定める期間内に行うこととする。 ② 監査委員が、事案に応じ、 60日の期間を延長することができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民訴訟の指記については、①の期間又は②	住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行う こととされている。 [具体的な支障事例] 監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合には、 60日間で監査の結果を出すことが困難である。 例えば、5会派・58議員に政務活動費の不当利得があるとの住民監査請求 においては、各会派及び各議員に本当利得があるかどうかを、各会派及び各 議員の弁明を踏まえて個別に設定する必要があり、監査の結果を出すまで122	とができる。 また、これにより、住民が監査の結果に納得し、住民訴訟を提起する必要			京都市、滋飲店市、政策県、和東、大阪市	か市、福 井市市、 本 本 市 小 市 ・ 下 ・ 下 ・ 、 に ・ 、 に ・ 、 に ・ 、 に ・ 、 に 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら	○本市においても、調査期間中に年来年始をはさんだことや、複数の請求が重なる等、調査期間が充分にてあったとは言い難い事例があった。また、実質審査の過程において要件の欠如が認められた場合、66日 日間では補正措置までの十分な期間を請求人に与えることも困難である。よって、監査委員の判断に基づいて監査の期間延長を行うこができるとすることに費問する。 ○本市においても、政務活動費に係る監査請求においての日を超えて監査結果を出した事例がある。法的文性の見地から請求の期限を1年以内と規定していることの整合を考えた場合、監査委員の裁量日で開放な経費できる例はですべきではないので、期限を定めて選長することができるよう規定しておらな、要があるのではないか。また、延長することを請求人が認めなければならない制度設計とするからからおおきが要する。とらに、60日の期間を延長した場合に、請求人に適知することも規定しておら必要があるのはないか。 ○本市では、請求書の内容に補正を求めた場合であっても、監査委員の監査及び勧告を必ず60日以内に行うようにしている。 住民監査請求については、市民からの請求により随時に行う監査であり、定期監査のように計画的に行うことはできず、また、請求内容も事前には不明であり、あらかしめ準備しておくこともできない。このため、平成28年度においては、複数の住民監査請求を同時進行で監査したり、短期間で大量の資料を確認したりしたこともあった。 このため、平成28年度においては、複数の住民監査請求を同時進行で監査したり、短期間で大量の資料を確認したりしたこともあった。 このため、平成28年度においては、重点でありませいが、制度改正の必要性はあると考える。 但し、延長する場合にも、次の3条件を行することが必要であると考える。 (1)期間延長に当たつては、異にやむを得ない理由がある場合に限る。 (2)延長で各場間については、無限でなく、一定の限度(例えば延長60日まで)を設ける。 (3)請求者に対して、延長理由等を付して通知する。	し、それに起因する損害の回復等を図ることを目的とし、また、住民監査請求をして、その結果を 特たなければ住民版を提供することができない監査請求前置主義がとられていることからも、 住民監査請求があった場合には監査委員は迅速な監査又は勧告を行うことが求められるもので あり、監査制限は監査委員の裁量によるものではなく、閉めば規制を法律で関けることが必要で ある。個別の事実に応じて、監査委員の裁量によって監査期間の延長を可能とすることは、住民 が出訴することができる時期が先延はしにされることにもなり、住民が訴訟を提起する権利を制 約することになる。 がよりることなるの規定による審査の申立てに対する裁決までの期間を90日以内と規定した地 方自治法第25字案 1項の規定は、訓示的規定であるとされており行政裁。昭和3年10月20日 宣告)同様の規定である任民監査請求があった場合の監査の期間についても、法定期間であ 60日を経過したからといて、必ずしも進えであるとはないとから、監査委員は60日以内 に監査が終了しない場合であっても、監査を継続し、住民の利益に資するようできる限りの対応 を行うべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案	<b>ミ団体からの見解</b>		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解		補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
提案の実現に向けて、法改正を含め必要な検討を進めていたださ	きたい。	-		-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	_	
公立幼稚園の管理運営の包括的な要託等について、学校教育法なった後には、地方独立行政法人の業務範囲の拡大についてもご		-		- !		○提案団体の具体的な支障等(学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望)を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的にお示しいただきたい。 ○国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置とることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を要託することが可能ではないか。 ○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、単学の精神に基づき、多様な設置主体により設定されてきたものである。 このような状況を踏まえると、提案への対応により公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育の容や公権力の行役等があるとはいえないのではないか。 ○平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育書議会答申から長期間が経過しており、提来可体の現体的な実際を踏まえ、2次とアリングまでにあった自生を出していたがきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。	加えることについて検討を行うことは可能である。
本提案の趣旨は、多数人による共同請求の場合、あらかじめ総代るよう誘導する点にある。 多数人による共同請求の場合、その大半は法令に精通していな 服疵がある場合に補正を求めたとしても、当該補正に応じることは られ、補正をしない場合、補正をとしない者については却下すること られ、補正をしない場合、補正をとしない者については却下すること の、総代を選任して請求を行うこととすることは、住民にとって利足 る。この点、名古屋高数金次支部平成9年9月3日判決は、「住民 利益のためでな、住民を代の利益のからいなされるものであり、 よってなされる場合には請求人の制度が刊ー教するのが通常である。 とさは代表者まだは代理人の制度が刊中れることが、迅速、適 人及び監査委員の双方にとって望ましいということができる。」と書 また、多数人による共同譲求は、その中心となるメン・が、 送して、署名を募ることが一般的であるところ、この際に、総代への にあらかしめ総代を互選することができ、住民監査請求を行うこと なお、請求書提出後、総代の互選命令を受け、総代の互選を行 から、総代互選命令の規定に代えて、複数の者が共同して住民監 総代を選任したうえて領策を行わなければならない旨によってもオ である。規定案は、補足資料参照	い一般住民であり、請求書に はできない可能性が高いと考え となることからすると、あらかい 見しやすい制度となるものであ 監査請求は請求人の個人的な また、それが複数の請求人に あから、請求人が多数にのほる 明示しているとこうである。 求書を町内、棚場で回覚するの の数任状に署名を募れば、容易 の数任なになる。 であがけたなるものではない。 うことは困難とも考えられること を査請求を行れること			- !	(全国市長会) 実態を踏まえ、適切な対応を求める。		住民監査請求制度は、住民全体の利益を確保するものであることから、住民であるという要件を 満たせば一人でも請求することができるものであり、住民にとって利用しやすい制度であるべきで ある。また、監査委員は、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般 住民である場合には、仮に請求に認慮があったとしても直ちに却下することなく、補正できる瑕疵 である場合には、丁寧に補正の説明を行うことで、広く住民の譲求を受け付けるべきである。 したかって、複数人が共同して請求する場合は監査委員が総代の退任を命じることができ、これ に従わないときには、監査委員の判断により、当該請求を不適益却下と考ることができ、これ に従わないときには、監査委員の判断により、当該請求を不適益却下と考ることができ、これ なければならないとすることは、認められない。
行政不服審査法に基づく審査請求は、行政事件訴訟の前置手き 査請求書については、記載事項が法定されているだけで、様式ま すると、請求書に記載すべき事項はともかく、その様式まで全国的 えがたい。 また、請求人が地方公共団体の行財改事務や法令に必ずしも ことを考慮すると、現行の地方自治法施行規則の様式のみを見て けの内容を請求書に記載することができるとは考えがたく、請求書 ともすべくでするとともに、地方自治法策242条第・項の別 監査請求と呼ばれていることからして、住民監査請求書とした方の 載した文書により行うこととし、その文書の様式は監査委員が定め される(京都市における様式案は、補足資料のとおり、また、仮じ でも、住民監査請求に、が大場では実施を受けなら される(京都市における様式案は、補足資料のとおり、また、仮じ なも、職業については、職業の記載を欠いた請求書であっても できないを解されていることの手が開業。要散せ民族と自治体 2002年146ページ)、具体的な就業先が記載をれているものではな のとはいえないことから、請求書の記載事項から早急に削除すべ	では定められていないことから   (利用) を			-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		住民監査請求は、住民訴訟の前置手続として各地方公共団体内のみで完結するものではないため、その請求書の様式についても全国的な統一性が求められる。したがって、地方自治法施行規則別記集は「第13条関係」に定められている職員措置請求書に記載する書事を、各地方公共団体の監査委員の整置により変更可能とすることはできない。また、請求高の様式において、請求の受責に記載する事事を詳細に規定することは、請求しようとする者が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、むしる請求をとめらわせることになるがされがある。住民監査請求制度は住民にシモンで利用しなり、制度であるべきことから、請求の要旨については任意に記載できることが求められ、仮に記載内容に不備がある場合には、請求書に添付する事実を証する書面等をもとに構正させることにより対応するべきである。 住民監査請求の請求書が地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法施予24条が、と関係のであることを明らかにするためである。
60日を過ぎても監査を実施すると請求人に告げ、請求人がこれ を経過した日から30日以内に住民訴訟を提起しなかった場合に去す。又は実際には何らの監査も行われず、監査の結果が通知させ 民は訴訟を行う権利を奪われることとなることから、60日以内に監 法でなく60日を搭過していまい、一般住民であることを考慮すると、当該解 がたい経験則上160日以内にこれを行かはければからない」との 間違っていると主張する住民は相当数いるものと考えられる。)。 また、請求人が監査報を合作がには助した場合、監査で判明 えることができないため、請求人においては主張の変更又は訴え 性があるなど、早期に住民訴訟を提出も、出場合に対けるデメリット 期が遅れることにより請求人固有の権利利益が侵害されるもので 別が遅れることが、請求人の住民訴訟を提起する権利の制約といる。 なお、期間の単純な延長が困難であれば、必要な監査期間の税 とのパランスを図るため、補足資料記載の制度設計とすることも考	Sいて、監査委員の合議が整めれないという事態が生じると 住 注資の結果を出せないことは違 いう解釈を提合ことは安当でな 共団体の行財政事務や法令に 解釈を理解してもらえるとは考え 規定がある以上、当該解釈は した事実や監査の結果を踏ま の取下げを余儀なされる可能 も想定されるとともに、出訴時 にはないことからすると、出訴時 になないことからずると、出訴時 ではないことからずると、出 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	住民監査請求が、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理を予防、是正し、それに起因する損害の回復等を図ることを目的としていることから、監査委員に対しては、迅速な監査が求められる。また、住民監査請求をして、その規學を待たなければ住民訴訟を提起することができない監査請求前置主義がとられていることからも、住民監査請求があった場合には、監査委員は、まずはの目以内に監査が終了しない場合であってしたができなうにするべきであり、結果的に00日以内に監査が終了しない場合であっても、監査を継続し、住民の利益に資するようできる優別の対応を行うべきである。また、請求人は、監査請求をした日から80日以内に監査結果が通知されなかった場合であっても、当該60日を経過した日から30日以内に住民訴訟を提起することが可能であるところ、個別の事業に応じて、監査委員の基盤によって監査期間の基度を可能とすることは、住民が出訴することが、できる時期が先起ばしにされることにもなり、住民が訴訟を提起する権利を制約することはもとより、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理状況からの早期の是正や損害の回復に支限が生ずるおそれがある。したがつて、監査期間は監査委員の裁量によるものではなく、明確な期間を法律で設けることが必要である。このため、監査期間は監査委員の裁量によるものではなく、明確な期間を法律で設けることが必要である。このため、監査期間を協合日を標準として監査委員が定める期間内とすることや事案に応じて60日の期間を延長することを可能とすることはできない。

理 接条項 (事項名) 分野		提案	区分										<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	管理番号	:	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団	体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解		補足資料 見解 補足		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答

	#P chic ()										
管	提案区分									<新規共同搜索団体及び当該団体等から赤された支障事例(主なもの)>	
理番号	区分    分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	団体名 支障事例	各府省からの第1次回答
	地方に対するその他制緩和	区地域協議会構成員 要件の規制緩和	条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」という。)第252条 の20第3項の規定により準用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。 (住所」とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とするものと解される。 この取り扱いによると、自然人については区内への通動・通学者、法人については、区内の支店等について、構成員となことができない。 本市としては、区域内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支障事例】 異体的には、区内大学に勤務する教授や通学する学生、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない。場所が生じている状況である。 指定都市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会所が見ているが、準用売である法第202条の5第項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ効果が生じるものと考える。		法等第259条の20第8 項例規定により準用 する法第202条の5第2 項		新潟市	-		区地域協議会は、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進を目的とし、住民及び地域に根ざした補間体等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域へ分かなど行う組織として、指定都市の区ことに設置することができるものであることから、区を単位とした住民自治の基盤として、民における議会の役割を果たし、区の行政体に住所を有する待に限っているものであり、各指定都市の条例により、区の区域内に住所を有する者以外の者からも選任することができることとする提案は、適当ではない。また、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見を反映させるには、これらの者を区地は協議会の構成員とせずとも、区地域協議会の構成員とせずとも、区地域協議会の構成員とせずとも、区地域協議会の構成員とせずとも、日本の地域協議会の構成員とせずとも、日本の地域協議会の構成員とせずとも、日本の地域は協議会の構成員とせずとも、日本の地域は協議会の構成員とせずとも、日本の地域は協議会の構成員とせずとも、日本地域は協議会の構成員とせずとも、日本地域は協議会の構成員とせずとも、日本地域は協議会の構成員とせずとも、日本地域は協議会の構成員とせずとも、日本地域協議会の構成員とせずとも、日本地域協議会の構成員とせずとも、日本地域協議会の構成員とせずといる。日本地域は協議会の構成員とせずといる。日本地域は関係している。日本地域は関係は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係に対域は関係している。日本地域は関係を表現る。日本地域は関係している。日本地域は関係のは、日本地域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係に対域は関係を表現される。日本地域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係に対域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係的は関係などのは、日本地域は関係している。日本地域は関係している。日本地域は関係は関係のは、日本地域は関係している。日本地域は、日本地域は
84	地方に対する規 教育・文化 緩和	人への物収要託の実現	<ul> <li>要託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うこだめ憂です。</li> <li>①地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列挙に債権名を追加する</li> <li>②学校勅食法を改正し、私人への歳収要託を可能とする規定を設ける</li> </ul>	② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	本市では、学校給食費の透明性の向上や牧職員の負担軽減等を目的として、平成 公年度に学校免費を企会計化し、保護者が増展市へ直接学や給食費を支払うご を明文化しました。しかし、公会計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっ でいます。また、現状、納入通知書もの方は金融機関の窓可でしたり支払ができない ため、コンピニでも支払ができるようにするようご要望をいただいており、利便性の向 上も課題です。 【制度改正の必要性】 納付率及び利便性の向上を実現するため、保護者が夜間や休日でも学校給食費を 支払いやすいよう、コンピニでの納付ができる仕組みを整えることが必要です。 学校給食費の99%については口座振替払いですが、残り196の約2000件及び毎月 分の督促状的の件は納入通事払いとなったが、保護者が成は、利便任が売い ためコンピニエンスストア等で支払ぶるよう改善を求められています。なお、未納額 は、通年度締越分も含めると毎年度約1億9千万円となっています。			横浜市	-	病・山陽小 〇現在、適切な時期を見照えて、公会計への移行を検討しているところであるが、公会計移行時には保護者から同 財市、大分 地方自治法施行令第153条の設計(普通も方公共団体の歳入については、その収入の確保及が住民の便益の増進 県 東京本すると認めたも場合に限り、基 仏してもの徴収又は映納の事務を受託することができる。から鑑みても納付 事及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考える。 ○本市の学校結奠度については現在私会計であり、現中度分を目で着は学校で対応し、過年度分は教育委員 会で対応している。学校側からは、現年度分を含めて微文業務を市で対応してほしいという変型が上がっており、公 会計化に向けて今後終計していきたいと考えている。場付方法については口座推動がほとができたがであり、 会計化に向けて今後終計していきたいと考えている。場付方法については口座推動がほとんどで現りは現金歳故で あるが、未納分については、学校持争、銀行報込、訪問機収によるもので納付書は発行していない、納付書を発行す ることとなった場合、金融機関だけでなくコンピニでの支払いが可能になれば、利便性や収納率の向上が見込めると 思われる。	一方、地方自治法施行令第169条第1項第2号に規定する「物品売払代金」には、地方自治法第239条第1項に規定する物品。具体的には利益・生産品・解用品・審集用品、不用品・項用品、借入品・寄託品を売り払った場合の対価をいうものである。したがって、公会計化している地方公共団体における学校給食費については、生産品を売り払った場合の対価として、地方自治法施行令第169条第1項第2号に規定する物品売払代金に該当するため、現行制度においても、同項規定により、私人への物収又は収納の事務の委託が可能であり、今後、通知等により周知を図ることとする。
	地方に対する土木・建築制緩和	に関する特別措置 法」における所有者	項に基づく市町村からの求めに 応じて、郵便事業者が郵便転送	(現状) 新有者等を確知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、[法」という)等10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため返本的な指替(以下、「指針」というに基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票、戸籍等を利用することが認められている。 (支障事例)  所内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報・住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。 その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、整便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との子(と観客省告末等)の号)とその解説書が基例とおり、表述も伝統の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所者をを検定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かではない。			個人情報保護委員会総務者、国土交通省			□ 切論任民上リ空き地の不法投票についての隣情を受け、所有者に適正管理を後期するため、登記簿 市、ひた5 時、 住民栗、戸籍総本を取得した。所有者の住所は協議空き地のしか治腹できなかた。へきなか市、 を得ず当該空き地あてに文書を送付したとろ。返送されなかったため、転送されたものと想定されたが、 ・ 表現るの住所が区では把握できないかそれとしなりなけは出来でかった。上記の事何は、所有者あり ・ 中野 げる。 できまれている。 できまないでは、一般であるいました。 ままないでは、所有者の ・ 中野 が図られる可能性が広がることなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特別法の対象外だ の が の できまないでは、一般である。また、上記の事例は空き地のため現段階では特別法の対象外だ 関用、 伊 ず、その所在地が広がることなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特別法の対象外だ 関用、 伊 ず、その所在地が広がることなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特別法の対象外だ 関用、 伊 ず、その所在地が最大として欲しい。 展市・伊 ず、その所在地が現存を把握するため、固定資産税情報等について照金を行っているが、空家にも係わら 原用、 伊 ず、その所在地が現住所のままとなっているケースがある。この場合、郵便局に転居部が提出されている 用用、	・個人情報保護法上、「法令に基づく場合」には、個人データ等三手指供するに当たり、あらかしめ本人の問意を得ることは来められていない。同法第28条第1項第十号)。 ・仮に、無人同意がなくとも態便事業者が市田村長に対して当後空家の所有者等の転居先情報を提供することについて、個人情報保護法上の問題はないと考えられる。  「総務省」  郵便法においては、第8条第1項で信書の秘密を確保することが、同条第2項で他人の秘密を守ることが規定されています。郵便の転送情報については、これまで信書の秘密・他人の秘密に該当するものとして即り扱われていることから、同情報を提供することについては慎重に対応すべきと考えています。 なお、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中と承知しています。 なお、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中と承知しています。 で書等の報度に関する特別指置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関心要支付情報と提供を求めることは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
区地域協議会の位置づけや権限を鑑みると、「区の区域内に住所を有する者」からの参加が多数であるべきと認識している。しかし、一方で、多様な意見の調整を行い、協働による地域づくりを行う場においては、区外からの通学、通野者、公共的団体等の支部・支店からの代表者など、区に関わりのある者については区民として取り扱うべきと考えている。これ協のとおり、ブザー・ハーとして参加することは可能だが、議決権が無いこと、会長、副会長、副会長・新会長等の役員に就任できないことなどの規制がある。また、区地域協議会は住民や公共的団体等からの主体的な参加を開停しているが、オブザー・バーでは主体的な参加にならないため、他の委員に同等の位置づけて活動していただきたいと考えている。なお、選挙で選ばれる住民の代表機関という立場ではないこと、条例の制定や予算の議決権などの権能を有していないことは、り区地域協議会は区議会の役割を果たず被関ではないと認識している。本市において、区地域協議会は、区民や諸団体等の主体的な参加を通じて、多様な意見の調整を行い、区役所と連携して身近な地域づくりを行う表の機関として、区の行政を補完する役割を担っている。	, ve			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		区は、指定都市において、当該区の区域内の住民に対して身近な行政を円滑に処理するために設けられるものであり、そこに置かれる医域体協議会は、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として区の行政を補完するための制度である。このことから、区地域協議会の構成員については、当該区の区域内の住所を有する者に限っているものであり、構成員について、各指定都市の条例により、区の区域内に住所を有する者以外の者からも選任することができることとする提案は適当ではない。
学校給食費が地方自治法施行令第159条第1項第2号に規定する「物品売払代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨、適知等により達やかに周知を図っていただきたい。	_			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により可能」となっているが、十分な周知を行うこ と。	<ul> <li>○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。</li> <li>なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただきたい。</li> </ul>	公会計化している地方公共団体における学校給食費については、現行制度においても、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する物品売払代金として私への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨の通知を、平成29年末に行われる、地方からの提乗等に関する対応方針の閣議決定前には発出することとしたい。
個人情報保護委員会や国土交通省の回答では現日規定に基づき情報提供を求めることは可談性とされたが、郵便事業者を所管する総券有の回答は「機関上対応でする」を表現場に記載された情報が「通信の秘密」に該当すず、「信書の秘密」に該当しないこととなった場合には、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改定など、情報提供に同けたが応されたい。加えて、現時点においても、本人の同意を得れば郵便情報を提供することは可能であることを周知するなど、市町村が空家対策を推進するために必要な場合における協力をお願いする。	t	【船橋市) 空家等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空 家法で税情報の内部利用を可能とする条文を規定する等、これまで取得できなかった情報を取得 利可能とした経緯がある。こうした経緯からも、郵便事業者がもつ転送情報も該当させるべきと考 える。ついては、転送先情報の開示が可能となるよう、空家法第10条の改正または、郵便法第8 条の改正を強く求める。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		(個人情報保護委員会) ・個人情報保護委員会) ・個人情報保護法上(基本に基づく場合) ・(のし、郵便事業者が空家法事の多数3項に基づくその他の者」と除当すると判断される場合 には、本人同意がなくとも順便事業者が市前村長に対して当該空家の所有者等の転居先情報を 提供することについて、個人情報保護法上の問題はないと考えられる。 (総務省) ・影便の転送情報については、信書の秘密に該当することについて現在係争中と承知しており、 今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の回答並びに当該係争状況を踏まえて、検討を 行ってまいりたいと考えております。 (国土交通省) ・宣家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市前村長は、この法律の施行のために必要があることは、関係する地方公共団体の長その他の者」あして、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることは可能である。

													1
	:	是案区分										<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁		その他 寺記事項)	団体名	支辟事例	各府省からの第1次回答
273	B 地方に対する 規制緩和	5 土木・建築	に向けた空家等対策 の推進に関する特別 法の見直し(管理責	調整できない場合は、地方自治 体が法定相様、の中から管理 責任者を指定できるようにする こと	空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該 法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続 登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供		空家等対策の推進に 関する特別措置法第 9条、10条、12条	交通省 L	原陳県、湘 東市、和泉 東 東 県 県 県 県 県 県		い市な桐小市市見岡橋丹田居田大わ、か生田、、市県市市市浜川村市市原室多、市県市市市浜川村市の大の生田、、市県市市市浜川村市、東沿静豊伊浜新市市市	○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相談分だけは負担するという相談人が多い家件がある。このような場合、相談人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が漂るたお、相談教業とどにより報義人・不存在とった空き家については、法で国際に帰するとあるのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めば、これまで停滞していた空き家の対応が消念の当前でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正より、このような空き家の所有者等に対して連結する際の手続きが円滑になるとり、当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正より、このような空き家の所有者等に対して連結する際の手続きが行滑になるとり、空家等の所有者へ連絡を取るの際に、所有者が死亡した人としているが、相談手続きがなされていない場合も、も規模を管理人が設定されていない場合は、相談財産管理人が設定されていない場合は、相談財産管理人が設定されていない場合は、相談財産管理人が設定されていない場合は、他国者会は、管理者への運動が回載なる場合がある。実際には相談財産管理人が設定されていない場合は、他国者会は、管理者への運動が回載できないが、相談単しないできないが抜殴とり、相談権を取ることになるが、相談財産では、対域をとれているできないが、これできないが放って、対域をとれているできなが、理能しないできないが状態で、の当該などのが正常は多れていまった。できないが表していまった。できないができないが表していまった。といいが表していまった。といいが表していまった。といいが表していまった。といいが表していまった。といいは、は責任者の所在が明確化され、法定相談人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円別対応が図られることが明確できなようになけ、直接を表しましている。また、相談登記をしやすくする環境を整えることとが、空き家等の発生を抑制することに実がある。平成20年1月に相談手続きが需素化されている。本のより表に、相談関係人が30人近くのサースもあり、他の法定相談人と連絡をつなでとないできないかと考える。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死でした際に、相談最近されておらず、法定相談人が多数にあっていいで多いの場合は、当市でも法定相談人の関係が発達できるとと対ができたいまったが、会に数は実施でいていて、の場に対応がないかなかながながながながながながながながながながながながながながながながなが	分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者をして指定し、同人に特別が権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制め上が、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。
285	B 地方に対する 規制緩和	<ul><li>その他</li></ul>	る申告特例通知書の 様式の見直し	いて、申告特例の求めを行つか 者1人につき、故の様式である しているが、複数の者を一覧表 として通知できるよう当該様式 に見直すこと。	「現状」 平成27年度報制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得書等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税に係る寄物金館除が受けられるようになっている。「公庫・日本の市町 村長に対し、当該者の寄附金館等を「寄附金税額控除」に係る寄附金額書により通知することとなっている。「(文庫事例) 同通知書は、申告特例の求めを行った者し、になら申告特例の求めを行った者し、につき1枚件成しなければならず、申告特例の求めを行った者1人につき1枚件成しなければならず、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要がある。また、通知書を多数作成しなければならない場合は、作成の手間に加え、情報管導の負担が重たくなっている。なお、通知書の学り手側の市町村については、一覧表で第五人力したほうが作業なお、通知書の学して大きな変化はなくもしる一般で表できま検さましての際に事務が変雑になる」、「複数の様式が存在すると手検さましてつながりかない」との意見もあることかには実子データによるやりとりを可能とされたい。「参考、海本市中告判例通知集制】 平成28年1月1日で12月31日寄附分・通知・5051通(人)、660団体・区 ※推定作業時間 5,051通×5分/1通 = 約421時間	様式の枚数が減少するので管理が容易となる。		į,			鹿山三山豊出高州市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	国内が近大回れる可能体が変生な。  「人は東本等の、地域をあった。当該申請に係る事務室が増入した。 「人に付き、財政の選知を送付することは、スケジュール的にも非常に厳しいのが現状である。 は、月10日またのと選延につかがたないよう。事務を選付しているが、その期限を過せて送付してしまった。 とから、「人に付き、財政の選知を送付することは、スケジュール的にも非常に厳しいのが現状である。 は付益能しなが必要延につかがたないよう。事務を選付しているが、その期限を過せて送付してしまった。 会、居住自治体より送付運延により受付を拒否され、結果、寄附者が確定申告をしなければならなくなり、不料益が生じたケースがあった。 「制度改正の必要性」 「創度改正の必要性」 「創度改正の必要性」 「創度改正の必要性」 「創度改正の必要性」 「創度改正の必要性」 「過速知識は、中を特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、大量の通知の保管等、送付及び送付売自体体の提供登録につながり、当該特例の選用のの上につながしまり、まで、個人情報のでながり、当該特例の選用のの上につながしまり、日本の通知の保管等、送付及び送付売自体体の提供提供のなながり、当該特別の選用の上につながられている。「表現で記されている」。日本におけるフストップ特例に係る業務(申請受付から通知遂付まで)の推定時間は概ね5分 第30万件、919自治体(特別区等含む。) ※ 当市におけるフストップ特例に係る業務(申請受付から通知遂付まで)の推定時間は概ね5分 第30万件、950年ではでる一方である。一覧表にすることで、送付の枚数や作業室が削減される。 「参考 他市申告特例通知書」は、提案市同様事務負担の、個人番号の取扱いにより情報管理等の負担が運作の家作別に対しる事件のは対めるが大当市における平成28年中の客附と係る中告特例通知書が成さり程度 の名附と係る中告特例通知書の受情件を行っている。申告特例通知が表している。。日本語に係る中告特例通知書に係る中告特例通知書にのる情報にありまれて、リーボルで要になら、当初課院非常の大幅でいるのより、第20日の通知書を作成する必要があり、データ中の客附に係る中告特例通知書」については、申告特例の運動を行った者1人につき1枚作用を記しておいまりの自治検に簡別書間で記を付きたまでの事務にあることから、慎重などの力を表記にはいまれているのの通知書を作取する必要があり、データ中でのいる場にがありまれているのの通知書を作取する必要があり、データでは、日本においたがは、第20日の通知者を作取する必要があり、第20日の通知を作取することから、情報を関するが、当市の通知を指している。現在が、1月10日に対しまれている。現在が、1月10日に対しまれている。現在が、1月10日に対しまれている。現在が、1月10日に対しまれている。現在が、1月10日に対しまれている。現在が、1月10日に対しまれている。現在が、1月10日に対しまれている。現在が、1月10日に対しまれている。1	附者の住所地団体に対する検索の申告特例通知書を一覧表化すると、事務負担が増大する場合があるため、慎重に検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相談、間の連絡調整役となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利・破害の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付加には当たらないと考える。 地方税法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題を抱える空き家についても、空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるようにすべきである。	=			【全国市長会】 慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、当案を含め、解決策を積極的に検討すること。	の おい、地がは、大いではないか。 る仕組みを構築するべきではないか。	【総務名】 〇様数の相続人の中から特定の相続人を代表者として指定した場合、当該者が自治体からの助富等を他の相続人へ伝まる。 「根本の組織の共本特外を超えた責任を負づ無果となることから、地方の共同体の責任で指定を行うことは函数である。 〇地方版法に対する規定において、相続人の中で環境を受けるで代表者が指定できる場合は、相様人の方の一部が相談 人であるが与いていない場合(相談・中いがある場合)に関している。「現まれたいとがは、日本のから、一部が相談 は古書またいと「解されたい」を表し、「代表」に指定された者は重要を受けるで代表者が指定できる場合は、相様人のから、一部が相談 は古書またいと「解されたいる。また。代表」に指定された者は重要を受けまる情報を考するものであり、相様人間の伝達を ローカ、定要は、には、他なの所有者者が多数の場合には、意想を約4回に返走するため、内容証明解析等の活用を「特定宣享等」と対 さがイドラインで見している。「のでは、日本の表しましましまい。」は「表しまままな」とは、日本の書を書から、実の所有者者が多数の場合には、意想を約4回に返生するため、内容証明解析等の活用を「特定宣享等」と対 さがイドラインで見している。「日本の書」を対 は西する課題等の解決に向けて支援していく、「日本の事業を持ついる方と、日本の事業に、自然事務を含め、 は古書を持ちれて、日本の事業に、日本の事業を受けることが、日本の事業に、日本の
個人毎に通知書をデータ化に管理している団体は、申告特例通知書を一覧表とすることで事務負 目が増大するとの"指検だが、その原因は既不一スでの通知に限られて、データの編集が容易になるため、 送付・受入の双方にとって事務負担の整理になる告える。 電子化に当たっては、紙ベースでのやりとりのかであった扶養是正情報を、事務負担軽減の観 点からeLTAXを活用して国及び市町村間でやりとりが可能となったように、eLTAXを活用して申 告特例の通知を行うことができるように検討をお願いしたい。		【豊田市】 当市では、平成28年中の客附に係る申告特例通知を1万通超受領しているが、通知書自体を個人ことに名寄せして管理することはなく、資料番号等を附し、データ化して管理しているため、申告特例通知が一覧表になることによって、事務負担が増大することはなく、管理しやすくなる。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に草重されたい。 なお、地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう総合的に検討すること。		申告格例適知書のオンライン送付については、地方団体における事務の簡素化につながる可能と 地方設電子化も高速。CIAXを活用する場合、そのシステム、改善教及び運営費については、 地方設電子化協議会の会員となっている全ての地方団体から負担を求めることとなるため、システム整備の内容やそれに要する費用等に関する提案団体以外の地方団体の意見も確認しなが ら検討する必要がある。

poter.	提案区分											<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
官理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	· 団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
	地方に対する様		ことが困難な土地 について、公共事 業に係る用地取得 の際の手続きの緩 和	の際に、長期間相続登記が なされていないなど、所有 者を特定することが困難な 土地については、地方公共 団体が所有者不明のままで 土地利用権を設定し、必要 な施設整備を行うことがで きな出みを構築するな ど、必要となる手続きの簡 素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を件り際、と地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地刑活用に係る事実において用地買収を件り際、ところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘察した用地取得までの時間の制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	地取得の際に必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担	握が難しい土地に	法務省、農林水産	、 中津川市		王町県市市市県県県県市、静浜名田滋島広熊大鹿、静浜名田滋島広熊大鹿田 と 屋 和 と 屋 を お ま と ま と ま ま と ま と ま ま と ま ま と ま ま と ま ま と ま ま と ま と ま ま と ま	<ul> <li>本美の世界代して、土地の所有者や問題人の所在や存留が下痢の場合。封度管理人制度を活用しているが、多方な時間と力を受え 素が毛条用できなどの実践が生じている。基本 実体でしてきなられずい、根拠機関の作成(のつち)、行方であるの影音(のつち) 月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(の・月見度)を行っている。所有者(相長人)の存在や所在の不明な土地について、 は、地域ニーズに対した。「機能へ必要がある。」というでは、大きないる。 というでは、地域ニーズに対した。「他は、大きないる」、対象的が、大きなが、大きないる。 は、地域ニーズに対した。「他は、いるという、は、対象が、大きなが自動とないでは、所有者(相長人)の存在や所在の不明な土地について、 は、地域ニーズに対し、「他は、いるという、は、対象が、大きなが自動とないでは、別まるというできない。 は、地域ニーズに対象が、というでは、このとは、大きないる。 は、地域に対象が、大きないる。 は、地域に対象が、大きないる。 は、地域に対象が、大きないる。 は、地域に対象が、は、このとは、のないる。 は、大きないる。 は、このとは、かないる。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、</li></ul>	29年6月9日開議決定において、「公的機関の関与により地域一一ズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな性報を付い、必要となる 法案の次明遺常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論 を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解				各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		
所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に件予様々な問題を抱えている。 関連する蓄義会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成29年6月9日明麗次定)等心筋まえつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進 めてまいりだい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ。同部会は12月上旬度まで13回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL:http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html)	